## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400067 | エネルギー分野に係る法規制の整備 | | 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならないものとされている。<br>製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、政令で定められている。<br>現状、燃料電池自動用水素スタンドを給油取扱所に併設することは想定されていない。 | — | — | 燃料電池自動車用水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の消防法に係る安全基準について整備する予定であり、具体的には「燃料電池自動車用水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する調査検討委員会」を危険物保安技術協会に設置し、検討会を実施しているところ。 | | 消防法に係る安全基準に関する検討について、結論を出す時期を明らかにされたい。 | — | — | 「燃料電池スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する調査検討委員会」において、燃料電池スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全対策等に関し、平成15年度中に検討結果をとりまとめる予定。この検討結果に基づき、平成16年度中に水素スタンドを給油取扱所に併設する場合に必要な技術基準の整備を行う予定。 | 5074016 | カナダ | 11 |
| z0400068 | 委託放送事業の認定に係る指定要件の緩和 | 放送法第52条の14<br>放送法施行規則第17条の14 | 委託放送業務の認定は、委託して行わせる放送の種類ごとに周波数を指定して行われる。 | b | Ⅲ | テレビジョン、音声、データ等の放送の伝送容量を番組の内容等に応じて柔軟に利用することができるよう、平成15年1月17日、放送法施行規則の一部改正により、BSデジタル放送の委託放送業務について、同規則第17条の8の指定事項に係る規定に関し、従来の「シンボル数」による指定に加え、「基準シンボル数」による指定ができるようにした。<br>また、補完放送制度の活用によっても、テレビジョン、音声、データ等を柔軟に組み合わせたり、伝送容量を増減させる放送が可能である。<br>なお、「BS放送のデジタル化に関する検討会」（平成15年12月17日）においては、帯域の柔軟利用を求める意見について、現時点で特に、帯域の柔軟利用に関する制度の見直しまで行う必要性があるとは考えられなかったが、上記の制度の運用等で新しい発想のサービス展開が円滑に行われることが望ましい旨を提言している。 | | | | | | 5021151 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400069 | 東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用の容認 | 電気通信役務利用放送法施行規則第2条 | 東経110度を軌道位置とするCSを利用した放送は、受託委託放送制度（放送法）が適用されている。 | b | Ⅲ | 電気通信役務利用放送法適用のためには、登録を希望する事業者に対して周波数の観点から十分な電気通信役務を提供できる環境が必要であるが、現状においては、東経110度CSデジタル放送に使用し得る全ての中継器について、放送法に基づく認定が行われ、中継器に余裕のない状況にある。<br>総務省としては、東経110CSデジタル放送への電気通信役務利用放送法の適用について、東経110CSデジタル放送への参入を希望する事業者のニーズも踏まえながら、引き続き検討していくことが必要。 | | 回答では「中継器に余裕がない状況にある」とあるが、要望者によれば、左旋偏波を放送用に利用することで対応可能とのことである。<br>この点を踏まえ、改めて検討されたい。 | b | Ⅲ | 現在通信に利用されている左旋偏波を放送に利用することについては、円滑な受信ができるかどうか等、検討すべき事項があるため、東経110度CSデジタル放送への参入を希望する事業者のニーズも踏まえながら、検討を行うことが必要。 | 5021152 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400069 | （上記の続き）<br><br>東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用の容認 | | | | | | | | | | | 5021152 | 社団法人日本経済団体連合会 | 12 |

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400067 | エネルギー分野に係る法規制の整備 | 5074 | 5074016 | カナダ | 11 | エネルギー分野に係る法規制の整備 | | 特に、カナダは日本に以下の法規制を検討するよう強く要請致します。<br>①マイクロタービンや燃料電池などの分散発電用発電機の取扱主任者配備を義務づける電気事業法と消防法<br>②メタノールの燃料電池用の使用、給油、取扱主任者配備、製品の表示を規制する毒劇物取締法、労働安全衛生法、消防法 | | 日本経済の回復にとってエネルギー部門が果たす大きな重要性を考慮し、カナダは日本に、エネルギー・電力部門の規制改革に関する目標達成に向けて前進し続けるようお勧め致します。自由化された同部門における公正で透明な規制は、さらに開かれた市場を形成し、市場の現実を反映する投資や価格信号を通じた十分な資源の配分をもたらすでしょう。現在、日本の電力市場は、大きなマーケットシェアを有し、日本の下請け業者と長年にわたる関係を持つ大手電気事業者によって支配されています。 | | 経済産業省<br>総務省<br>厚生労働省 | |
| z0400068 | 委託放送事業の認定に係る指定要件の緩和 | 5021 | 5021151 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 委託放送事業の認定に係る指定要件の緩和【新規】 | | 委託して行なわせる放送の種類ごとに周波数を指定するのではなく利用可能な周波数の範囲内で柔軟にチャンネル編成ができるようにすべきである。 | | 利用可能な周波数の範囲内で、放送の種類に応じてチャンネル数を増減できれば、利用者のニーズに柔軟に対応した、きめ細かい情報伝送が可能となり、委託放送事業者の創意工夫が発揮されるとともに、利用者利益の向上に資する。 | 放送法第52条の14 | 総務省 | 委託放送業務の認定は、委託して行わせる放送の種類ごとに周波数を指定して行われる。 |
| z0400069 | 東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用の容認 | 5021 | 5021152 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用 | | 東経110度CSに電気通信役務利用放送法を適用すべきである。 | | 現行の受委託放送制度では、衛星中継器を通信用、放送用に分け、委託放送事業者の認定にあたって放送用の特定の周波数を総務大臣が指定するため、新たな周波数で放送を開始しようとすると、手続に時間を要する。<br>外資規制もなく、マスメディア集中排除原則に基づく規律も緩い電気通信役務利用放送法が適用され、より自由な参入が可能となれば、競争が促進され、魅力あるコンテンツの提供、ひいては衛星放送市場全体の拡大につながることが期待される。また、事業者の利用ニーズに応じて、通信、放送用の周波数を柔軟に利用できることから、周波数の有効利用につながる。 | 電気通信役務利用放送法施行規則第2条 | 総務省 | 東経110度を軌道位置とするCSを利用した放送には、電気通信役務利用放送法が適用されていない。 |
| z0400069 | (上記の続き)<br>東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用の容認 | 5021 | 5021152 | 社団法人日本経済団体連合会 | 12 | (上記の続き)<br>東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用 | | | | (上記の続き)<br>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成15年８月11日　総合規制改革会議)においては、<br>「現状においては、東経110度CSデジタル放送に使用し得る全ての中継器について、放送法に基づく認定が行われ、中継器に余裕のない状況にあり、平成16年度までにこの状況に変化がなければ、検討は困難と考えられる」とされている。制度適用の前提が整っていないという説明であるが、110度CSに電気通信役務利用放送法を適用する方針が明らかにされれば、前提にも変化が生じる可能性がある。また、中継器に余裕がないという点も、左旋偏波を放送用に利用することで対応可能である。<br>なお、視聴者が増えるほど、制度変更が困難になると想定されることから、早急に電気通信役務利用放送法を適用する必要がある。 | | 総務省 | |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令 等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要 対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要 対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400070 | 通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」における放送範囲の明確化 | 通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」 | 通信 ·放送の中間領域的な新たなサービスについて、具体的かつ明確な基準を設定し、通信と放送の区分を明らかにしている。 | b | ― | 通信として区分される類型の追加等を内容とする 通信衛星を利用した通信 ·放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」の変更を平成13年12月26日に公表し、放送となるものの範囲をより明確化したところ。今後も技術動向やニーズ等を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すことにより、通信と放送の中間領域的な新たなサービスの促進を図ることとしている。 |  | 回答では、 放送扱いとなるサービスの範囲を明確にする方法により、中間領域的な新たなサービスを通信サービスとして速やかに提供できるようにすべきである。」との要望趣旨について触れられていないが、この点について、改めて検討されたい。 | b | ― | 放送」は不特定多数を対象とするものであり、極めて社会的影響力が大きいサービスであること、また今後の技術動向等の進展により新たなサービスが出てくる可能性があること等にかんがみると基本的には通信扱いとなるサービスを明確化する方法が適切と考える。総務省としては、通信として区分される類型の追加等を内容とする 通信衛星を利用した通信 ·放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」の変更を平成13年12月26日に公表し、放送となるものの範囲をより明確化したところ。今後も技術動向やニーズ等を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すことにより、通信と放送の中間領域的な新たなサービスの促進を図ることとしている。 | 5021153 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400071 | 電気通信政策の見直しに係る審議会等の透明性 ·開放性の改善 | 情報通信審議会議事規則第 5条 | 審議会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取し、また、国民生活と密接な関係を有する事項を調査審議するに当たり、必要と認めるときには、広く国民から意見を募集している。 | d | ― | 審議については、総務省のホームページ上等で意見募集をしており、どこからでも意見を出すことができるようにしている。また、関係者によるヒアリングを実施して、広く意見を取り入れ、公平な審議に努めている。 |  |  |  |  |  | 5073016 | オーストラリア | 11 |
| z0400072 | e－ Japan IIにある 著作権契約システム」はテレビジョン放送信号及びコンテンツをインターネット上に配信できる強制的、非自主的又は法的な許諾を含まないことの保証 | なし | なし | ― | ― | 2003年 10月 24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき 成長のための日米経済パートナーシップ」における 規制改革及び競争改革イニシアティブ」の 3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年 5月頃に公表される報告書を参照されたい。 |  | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | ― | ― | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年 10月 24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含む II部分については同年 11月 10・11日に第一回 II作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071020 | 米国 | 11 |
| z0400073 | 免許、許可業種に関する営業譲渡の柔軟な対応 | 電波法第 20条、有線テレビジョン放送法第 10条の 2、電気通信事業法第 9条 | 放送に係る無線局等を譲り渡す場合には総務大臣の許可等を受けなければならない。当該許可等に際しては、免許等の際の欠格事由、許可基準等の規定を準用する。 なお、電気通信事業については、2003年 7月に成立した改正電気通信事業法において、電気通信事業への参入に係る許可制を廃止している。（2004年春頃を目途に施行予定） | c | ― | 放送業への参入時に確保している財政的基礎や技術的能力及び欠格事由への非該当性等を営業譲渡の際においても担保するためには、譲渡先の者についても同様の基準に適合していることを担保する必要があり、参入時と異なる基準とすることはできない。 |  |  |  |  |  | 5116011 | 中間法人 | 11 |
| z0400074 | ペティション（申立）制度の導入 |  | 内閣府総合規制改革会議において国民、企業からの規制改革に関する意見 ·要望を募集し、制度の所管官庁に対して検討を要請しているところであり、特に、規制改革集中受付月間における全国規模での規制改革要望事項については、同会議事務室から各制度の所管官庁に検討要請を行うとともに各省庁からの回答を義務づけその内容を当室ホームページで公表しているところ | ― | ― | 規制の現状と同じ |  |  |  |  |  | 5021168 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |

様式１（全国）

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | （別表番号） | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他（特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400070 | 「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」における放送範囲の明確化 | 5021 | 5021153 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」における放送範囲の明確化 | | 「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」において、通信扱いとなるサービスの範囲を明らかにすることによって通信から区分される放送の範囲を明確にする方法ではなく、放送扱いとなるサービスの範囲を明確にする方法により、中間領域的な新たなサービスを通信サービスとして速やかに提供できるようにすべきである。 | | 「ガイドライン」では、送信者と受信者の紐帯関係の強さの程度や受信者の属性の強さの程度などといった基準で、放送とは異なるものの範囲を明確にすることによって、通信から区別される放送の範囲を明確にしようとしているが、この方法では新たなサービスを提供するたびに行政の判断を仰がなければならない。顧客に対しても、行政の判断が示されるまで通信サービスとして提供できない。 | 「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」 | 総務省 | 通信・放送の中間領域的な新たなサービスを通信サービス、放送サービスに切り分ける基準は、「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」において設定されている。その基準では、送信の相手方が「公衆」すなわち不特定多数であるか否かが重要とされており、送信者と受信者の間の紐帯関係および受信者における属性が強ければ通信、弱ければ放送と判断される。 |
| z0400071 | 電気通信政策の見直しに係る審議会等の透明性・開放性の改善 | 5073 | 5073016 | オーストラリア | 11 | 電気通信政策の見直しに係る審議会等の透明性・開放性の改善 | | 日本政府は、政府の見直し、特に電気通信分野の見直しへの参加を、影響を受ける関係者にまで拡大すべきであり、情報通信審議会で影響を受ける関係者により大きな透明性との参加を可能にすべきである。 | | 日本政府は、折に触れて電気通信政策の様々な観点からの規制を見直している。見直しの多くの情報は情報通信審議会を通じて流れ、審議会への参加は制限されている。アメリカ、イギリス、オーストラリアなど他の国では、潜在的に影響を受ける関係者が見直しのプロセスへ有益な意見を提出できるような、開放的な取り組みを行っている。例えば、オーストラリアでは規制制度の詳細を進展させる過程で、全ての関係者は意見を述べる機会が与えられている。 | | 総務省 | |
| z0400072 | e－Japan IIにある「著作権契約システム」はテレビジョン放送信号及びコンテンツをインターネット上に配信できる強制的、非自主的又は法的な許諾を含まないことの保証 | 5071 | 5071020 | 米国 | 11 | e－Japan IIにある「著作権契約システム」に放送TV信号及びコンテンツをインターネット上に配信できる義務的、非自主的あるいは法的な免許を含まないことの保証 | | 「e－Japan IIにある著作権契約システム」には放送TV信号及びコンテンツをインターネット上に配信できる義務的、非自主的あるいは法的な免許を含まないことを保証する。インターネット配信のための著作権契約システムは放送事業者及び著作権保持者双方の同意が必要であり、そのようなシステムへの特別な措置は意味あるパブリックコメントにかけるべきものである。 | | 日本は日本経済を活性化するためにITとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する | | 総務省 | |
| z0400073 | 免許、許可業種に関する営業譲渡の柔軟な対応 | 5116 | 5116011 | 中間法人 | 11 | 免許、許可業種に関する営業譲渡の柔軟な対応 | | 特定の免許、許可業種に関して、別な企業がその営業譲渡を受ける際に、譲り受け企業の簡易審査のみで免許、許可を引継ぎを認めていただきたい。 | 放送事業者や電気通信事業者から営業譲渡をある企業が受ける際に、その免許や許可を引き継ぐことを認めていただきたい。 | 財務が悪化しているが、既得の営業権を評価できる企業を新出資者と経営陣で再建することを円滑にするため。また放送事業者などがこれにより事業継続できることにより、受信者保護にもなるため。 | | 総務省 | |
| z0400074 | ペティション（申立）制度の導入 | 5021 | 5021168 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | ペティション（申立）制度の導入 | | 国民・企業等が、既存の制度・政策等について直接行政に要望でき、これに対し、行政が一定の期間内に回答を公表することを義務づける「ペティション（申立）制度」を導入するべきである。 | | 通信市場の環境変化に対応して利用者利益を第一に考えた公正な判断に基づく競争政策が求められており、そのためにもペティション制度を通じて、利用者である国民や企業の意見を吸い上げられる仕組みの整備が必要である。<br>なお、郵政省（当時）の電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申」では、「申立制度についても、導入方策を検討する必要がある。手続を定めたガイドラインを整備、公表することが必要である」とされるとともに、情報通信審議会最終答申草案に対する意見に対する審議会の考え方では、「第一次答申以降に導入された新たな制度に追加する形で、さらにペティション制度を導入する必要があるかどうかは、これらの制度（政策評価とそれに対するパブリックコメントの実施等）の有効性を今後見極めた上で検討することが適当である」とされている。 | | 総務省 | いわゆるパブリックコメント手続があるが、それは広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で規制の設定または改廃に関わるものであり、意思表示を公表する主体は、当該行政機関である。<br>なお、請願法では、同法に適合する請願は、官公署においてこれを受理し誠実に処理しなければならないとされている。 |

様式１（全国）

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400075 | 高周波利用設備の設置許可基準の緩和 | 電波法第100条 | 電波法では、高周波利用設備は他の通信を妨害する可能性があることから、原則として総務大臣の許可がなければ設置してはならないこととしている。<br>これは、通信を保護することによって、結果として良好な社会生活の維持を目的としているものである。<br>ただし、他の通信へ妨害を与える可能性が低い設備に関しては、許可を要しないこととしている。 | C | Ⅲ | 高周波出力が5kWの高周波利用設備には、大きな漏えい電波を発生させる可能性が高い設備もあり、一律に設置の許可を不要とした場合、他の通信に継続的かつ重大な妨害を与えかねず、社会生活への重大な影響が懸念されるため、認められない。 | | 高周波出力が5kWの高周波利用設備であっても、例えば超音波設備のように、設置状況や機器の性能等によっては、他の無線通信に妨害を及ぼす可能性が低い設備も考えられる。<br>この点を踏まえ、5kW以下の高周波利用設備において、一定の条件下で設置許可を要しないこととできないか、改めて検討されたい。 | b | Ⅲ | 現行法令においては、一定の条件を満足する一部の高周波利用設備については、設置許可を不要としていることから、当該条件の変更の可能性を検討することとし、例えば超音波設備について、5kW以下のものは設置の許可が不要とできるかどうか検討に着手する。 | 5021149 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400076 | 特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大 | 改正電波法第38条の33（平成16年1月26日施行予定） | 製造業者又は輸入業者が、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないもの（特別特定無線設備）について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。<br>技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特定無線設備には、登録証明機関による証明又は認証を受けた特定無線設備と同様に、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。<br>特別特定無線設備の対象機器については電波監視審議会の審議・答申、パブリックコメントを経て決定される。 | C | Ⅰ | （措置不可能）<br>無線設備については干渉源の特定が困難であることが多く、又特定できた場合であっても現に流通し、使用されている無線設備の排除に至るまでには多大な社会的コストが発生するおそれがあるため、良好な電波利用環境を維持し安全性を確保する観点から、技術基準や使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等を与えるおそれの少ないものを対象とすることが法定されている。また、特別特定無線設備は、電波監理審議会の審議・意見聴取・答申、パブリックコメントを経て決定される。 | 平成15年 8月　意見募集<br>同年　9月　電波監理審議会諮問<br>同年　10月　意見聴取<br>同年　11月　電波監理審議会答申<br><br>なお、平成16年1月26日に改正電波法は施行予定である。 | ①回答では、「技術基準や使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等を与えるおそれの少ないものを対象とすることが法定されている」とあるが、対象選定にあたって審議会答申等の根拠となった客観的な基準をデータをもって明らかにされたい。<br><br>②その上で、対象範囲の拡大を行うことについて改めて検討されたい。 | C | Ⅰ | 消費者が安心して無線設備を利用できる良好な電波利用環境を維持することが極めて重要であり、かつ、基準不適合機器が使用され他の無線局に混信等の妨害を与えた場合には利用者である消費者に対し罰則が適用されるおそれがあり、消費者保護の観点から、特別特定無線設備として、無線設備の技術基準、使用の態様、市場における基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査における持ち込まれた設備の技術基準への適合状況等を勘案し、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等の妨害を与えるおそれが少ないものを対象としている。<br>また、米国では自己確認できる対象機器は数種類に限定されており、欧州では第三者機関の一定の関与を必要とする自己適合宣言制度としているなど、欧米においても慎重に制度を運用している。<br>対象範囲については、本年1月26日から技術基準適合自己確認制度が施行されたばかりであり、平成16年度以降、自己確認を行った者の法令遵守の状況、市場における基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査における持ち込まれた設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、慎重に検討していくべきと考えている。 | 5021158 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400077 | 周波数利用目的に係る規制の緩和 | | 無線局の免許を受けるにあたり、無線局の開設の目的が放送業務である　場合、割当てられた周波数を用いて放送業務以外の無線通信業務を行うことはできない（CS放送（東経110度CSを除く）は除く）。 | c | - | 周波数を免許人の自由裁量により、通信・放送のどちらにも利用できるようにすることは、例えば、非常災害時など緊急に情報提供をする必要が生じた場合に、直ちに放送を行うことができないおそれが生ずる。特に、放送は社会的影響力が大きく、有限稀少な周波数を用いて不特定多数の人に直接受信されることを目的として行うものであることから、安定した受信が求められるものであり、放送目的で使用する周波数については、その目的のためにのみ使用すべきである。また、放送を行っていない時間帯においても、保守・点検及び非常災害時への対応のために、ほぼ1日中放送波を使用しているのが現状である。<br>なお、周波数の希少性が低いとみなされるCS放送（東経110度CSを除く）については、電気通信サービスを利用した放送が制度化されており、通信用（電気通信業務用）の無線局の免許を有する者は、同一周波数を放送と通信に使用させることが可能となっているところ。 | | 技術革新やサービスの多様化等に伴い、通信と放送の境界はますますあいまいとなっており、とりわけ共通化・一体化が進みつつある伝送路に関しては、通信、放送という区分を維持することの意義は薄れている。<br>周波数の利用目的を緩和し、多様な用途へ活用が可能となれば、新しいビジネスの創出につながるとともに、国民の利便性向上、ユビキタスネットワーク社会の早期実現にも資するものと考える。<br>この点を踏まえ、周波数利用目的の緩和について、改めて検討されたい。 | c | - | 放送は、有限希少な周波数を用いて不特定多数の人に直接受信されることを目的として行うものであり、①瞬時に広範に情報を伝達できる即時性を有すること、②映像や音声により、直接視聴者に訴える印象度が強いことから、大きな社会的影響力を有するため、放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組を編集しなければならないという、通信には課していない規律を課している。<br>また、放送は、非常災害時など緊急に情報提供をする必要が生じた場合においても、情報提供手段として大きな社会的役割を有しており、基本的に通信とは異なる社会的役割を有している。<br>このような放送の社会的役割は今後も変わらず存続し、放送、通信という区分を維持することの意義は依然として存在している。<br>現状、テレビ、ラジオは、通常、24時間放送を行っており、また、放送を行っていない時間帯であっても、保守、点検又は非常災害時への対応のために、放送波をほぼ1日中使用している状況からして、本提案を受け入れることは困難である。 | 5021146 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | （別表番号） | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他（特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400075 | 高周波利用設備の設置許可基準の緩和 | 5021 | 5021149 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 高周波利用設備の設置許可基準の緩和【新規】 | | 許可を要しない高周波出力値を5キロワット程度まで引き上げるべきである。 | | 他の通信への妨害の有無を審査する必要があるため、許可が必要とされているが、例えば超音波設備で通信出力が5kw以下の場合、他の通信を妨害するとは考えにくい。<br>許可対象となった場合、同一敷地内での設置場所変更であっても、逐一手続が必要となるため、企業にとって負担が大きい。 | 電波法第100条 | 総務省 | 無線通信に妨害を与える恐れのある一定の周波数または電力を使用する高周波利用設備を設置する者は、総務大臣の許可を受けなければならない。設置場所等を変更する場合にも、同様に許可が必要である。 |
| z0400076 | 特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大 | 5021 | 5021158 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大【新規】 | | 特定無線設備全てを自己確認制度の対象とする。仮に自己確認制度の対象から除外する特定無線設備がある場合は、その理由を客観的なデータを基に示すとともに、公正・透明な手続を経て決定すべきである。 | | 技術の進歩や市場ニーズの変化に対応するとともに、国際競争力を維持・強化するためには、製造業者等は、製品を速やかに、かつ低コストで市場に投入する必要がある。そのためには、自己確認可能な無線設備の範囲をできる限り拡大する必要がある。 | 電波法（改正後）第38条の33 | 総務省 | 特定無線設備（小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの）のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特別特定無線設備については、その工事設計が技術基準に適合することを、登録証明機関による審査、認証を経ることなく、製造業者等が自ら確認することができる。 |
| z0400077 | 周波数利用目的に係る規制の緩和 | 5021 | 5021146 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 周波数利用目的の緩和 | | 周波数を通信・放送のいずれの用途でも利用できるようにすべきである。 | | 有限・希少な電波は、今後、ユビキタスネットワーク社会を実現する上で、最も重要な資源の一つに位置付けられており、有効利用を図る必要がある。<br>現行制度では、利用目的が限定されているため、技術革新や利用者ニーズに柔軟に対応したサービス提供ができないが、規制が緩和されれば、深夜など放送波を使用していない時間帯に、有線を敷くことができない地域へ放送波を使って情報配信サービスが可能となるなど、多様な用途やビジネスへの活用など、有効活用が図られ、経済活性化に資すると考えられる。 | 電波法第6条 | 総務省 | 無線局の免許を受けるにあたり、周波数の利用目的が通信、放送のいずれかに限定されている。そのため、割当てられた周波数が放送目的の場合は、通信に利用できない。 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400078 | 周波数帯割当ての調和 | | | － | － | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072027 | 欧州委員会（EU） | 11 |
| z0400079 | 微弱無線局の電界強度の緩和 | 電波法第4条及び電波法施行規則第6条 | 微弱無線局は、発射される電波の電界強度が他の無線局への混信影響等を与えない電波法令で定める規定値内で運用。 | c | - | 要望されている周波数帯については、当該周波数帯を使用する無線局（航空安全用）の運用を保護する必要があるため、現行の微弱無線局の基準を超える無線システムの利用は認められない。 | | 回答では、当該周波数帯を使用する無線局（航空安全用）の運用を保護する必要があるため、現行の基準を超える無線システムの利用は認められないとのことだが、(1)航空安全用の無線局の出力は50Wと強い一方、要望している微弱無線局は1mW以下であること、(2) 当該キーレスエントリーなどのシステムは周波数帯域を若干ずらし、航空安全用通信システムの電波の干渉を受けない帯域を選定しており、相互に干渉することは考えにくいこと、(3) 同時間に同地域で大量に使用されることは考えにくいこと、などに鑑みれば、短時間、短距離であれば、米国並みの電界強度を許容することは可能と考えられる。実際に米国では、これにより特段大きな支障は生じていないという点も併せて踏まえ、改めて検討されたい。 | b | Ⅲ | 要望されているシステムが微弱無線局と認められるよう電界強度を緩和することは、他の通信に重大な妨害を与えかねず、社会生活への重大な影響が懸念されるため、認められない。<br>なお、本システムについて、技術基準に適合していることを前提とした免許不要の無線局とすることについては、詳細な技術仕様を得た上で、当該周波数帯を使用する無線局（航空安全用）の運用が保護できるかどうかを検討することが必要。 | 5021148 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400080 | ドクターヘリにおける異免許人間による通信の容認 | 電波法施行規則第37条第21号 | 人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によつては当該通信の目的に達することが困難である場合に限る）を行う場合には、電波法施行規則第37条第21号に基づき、無線局の免許状に記載された通信の相手方以外の通信も可能となっている。 | d | - | 規制の現状と同じ | | | | | | 5139006 | 愛知医科大学高度救命救急センター<br>中日本航空株式会社 | 11 |
| z0400081 | ドクターヘリにおける携帯電話の使用の容認 | なし | 電波法では、電気通信業務用の無線局を陸上移動局に限る規制は無い。 | e | - | 現在、携帯電話事業者が提供する携帯電話は歩行者・自動車等の陸上での使用を目的としているため、携帯電話基地局からの電波の発射方向は地上に向けられ、同じ周波数を繰り返し有効に活用している。上空から携帯電話を使用しようとした場合、同じ周波数を使用する複数の基地局から見通しで電波を受けることとなり、干渉の発生や適切な基地局を選択して接続することが困難であることから適切にサービスを受けることができないとともに、地上の携帯電話に対する混信などによって、広範囲にわたって携帯電話の品質の劣化等の支障を引き起こすため、上空からの使用はできないものである。 | | | | | | 5126001 | 愛知県 | 11 |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | （別表番号） | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他（特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400078 | 周波数帯割当ての調和 | 5072 | 5072027 | 欧州委員会（EU） | 11 | 周波数帯割当ての調和 | | 補足的なIMT-2000帯域（特に2.5GHz帯域）と3G移動通信システム後の帯域に対する周波数帯割り当てを調和させる。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>1.4.情報社会<br><br>による。 | | 総務省 | |
| z0400079 | 微弱無線局の電界強度の緩和 | 5021 | 5021148 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 微弱無線局の電界強度の緩和【新規】 | | 用途や周波数に応じて、微弱無線の3メートルの距離における電界強度の柔軟な運用を認めるべきである。<br>とりわけ、車載キーレスエントリーやタイヤ空気圧モニタなどに代表される車載微弱通信機器（312MHz帯）の電界強度については、5秒程度の短時間であれば、米国並みの許容値での使用を可能とすべきである。 | | 一律に500μv/m以下とするのではなく、用途や送信時間などに応じて柔軟な利用を認めることにより、様々なアプリケーションの搭載などが可能となり、利用者の利便性が向上する。<br>例えば、322MHz以下の帯域において電界強度が緩和された場合、他のシステムからの干渉を受けずに、情報量を増やすことが可能となる。これにより、車載キーレスエントリーでは、スムースな開閉やセキュリティ面での向上を図れるとともに、タイヤ空気圧モニタでは、通信精度の向上につながる。また、米国と仕様を共通化することにより、スケールメリットが発揮され、コストも削減できる。なお、米国では、5秒程度の送信時間内であれば、6014μv/mまで認められているが、これにより特段大きな支障は生じていない。<br>また、322MHz～10GHzでは許容値がとくに低く設定されているため、新製品開発に際してコスト上昇要因となっている。 | 電波法施行規則第6条 | 総務省 | 微弱無線局は、322MHz以下の帯域においては、当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、その電界強度が、500μv/m以下でなければならない。同様に、322MHzを超え10GHz以下の帯域では、35μv/m以下とされている。 |
| z0400080 | ドクターヘリにおける異免許人間による通信の容認 | 5139 | 5139006 | 愛知医科大学高度救命救急センター<br>中日本航空株式会社 | 11 | 愛知ドクターヘリ特区 | | 電波法では事業会社に航空無線の割り当てがあり会社基地と飛行中の自社機と連絡が取れるようになっている。ドクターヘリの現場では担当機体の都合により他社に急遽代行を依頼することがある。又他社機が患者を当該基地に搬送することもある。そのような場合に異免許人間の通信が許されていないため当該基地との通信ができないため所要の連絡が取れない。ドクターヘリの現場では異免許人間の通信が許されるべきである。 | ドクタヘリによる重篤患者の救命救急事業 | 自社の都合により休むことが許されないドクターヘリの現場では他社の機体も当てにしなければならない。又何時の時点、いかなる機関が当該基地に患者を搬送してくるか計り兼ねる。ところがドクターヘリ基地は我国では1機スタンバイが限度であり、他機が患者を当該基地に急遽搬入してくる場合には当該基地の無線局と連絡が取れないと安全が確保できない。ドクターヘリ基地の運行管理者はあらゆる情報が必要であり、異免許人間の通信が必要である。 | 電波法52条　目的外使用の禁止等：無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。但し津具に掲げる通信についてはこの限りでない。<br>1. 遭難通信<br>2. 緊急通信<br>3. 安全通信<br>4. 非常通信<br>5. 放送の受信 | 総務省 | 1. 愛知ドクターヘリ運航要領　2. 愛知ドクターヘリ体制図 |
| z0400081 | ドクターヘリにおける携帯電話の使用の容認 | 5126 | 5126001 | 愛知県 | 11 | ドクターヘリにおける携帯電話の使用の容認 | | ドクターヘリの患者搬送は、基地病院以外の病院の場合、基地病院無線局経由により依頼確認を行っているが、より迅速に対応するためには、携帯電話が有効である。携帯電話は、電波法上では「陸上移動局」と整理されており、ドクターヘリから使用することは電波法違反となり使用できない。救急患者の搬送には、ドクターヘリから直接に搬送先病院へ携帯電話での連絡は必要不可欠である。 | 受入病院に対する連絡方法は、ドクターヘリから基地病院から公衆電話回線により依頼しているが、直接ドクターヘリから受入病院へ携帯電話を使用して連絡することは、患者の状態が明確に伝わり、受入準備にも迅速な対応が可能となる。 | 上空からの携帯電話の使用は、受入病院に患者の様態を迅速に連絡をし、その対応が的確に行われるため。 | 電波法（昭和25年5月2日法律第131号)第53条 電波法施行規則第4条1項12号 | 総務省 | |

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令 等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要 対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要 対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400082 | 微弱電波法における放射雑音許容値の見直し等 | 電波法第 4条及び電波法施行規則第 6条 | 微弱無線局は、発射される電波の電界強度が他の無線局への混信影響等を与えない電波法令で定める規定値内で運用。 | c | - | 要望されている周波数帯については、当該周波数帯を使用する無線局 航空安全用）の運用を保護する必要があるため、現行の微弱無線局の基準を超える無線システムの利用は認められない。 |  | 回答では、当該周波数帯を使用する無線局 航空安全用）の運用を保護する必要があるため、現行の基準を超える無線システムの利用は認められないとのことだが、電波の送信時間は走行中であっても0.11秒／分 停止中は0.11秒／時間）と非常に短く、また電波の出力についても、60m離れれば電波法上の許容値以下となるレベルであることから、航空安全用無線局の運用に支障を生じせしめるような干渉が起こることは想定しがたい。<br>上記の点を踏まえ、本件基準緩和を実施することの可否について、改めて検討されたい。 | b | Ⅲ | 要望されているシステムが微弱無線局と認められるよう電界強度を緩和することは、他の通信に重大な妨害を与えかねず、社会生活への重大な影響が懸念されるため、認められない。<br>なお、本システムについて、技術基準に適合していることを前提とした免許不要の無線局とすることについては、詳細な技術仕様を得た上で、当該周波数帯を使用する無線局 航空安全用）の運用が保護できるかどうかを検討することが必要 | 5111036 | 社団法人日本自動車工業会 | 11 |
| z0400083 | 免許不要の小電力機器への電波分配の容認 |  |  | － | － | 2003年 10月 24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき 成長のための日米経済パートナーシップ」における 規制改革及び競争改革イニシアティブ」の 3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年 5月頃に公表される報告書を参照されたい。 |  | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年 10月 24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含む Ⅱ部分については同年 11月 10･11日に第一回 Ⅱ作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071010 | 米国 | 11 |
| z0400084 | 2400MHz帯小電力データ通信システムのスペクトル拡散率の緩和 |  | 2471～2497MHzの周波数を使用する小電力データ通信システムの無線局におけるスペクトル拡散率は10以上とされている。 | C | - | 小電力データ通信システム用の2471MHz～2497MHzは、移動体衛星通信システム(MSS)に国際的に割り当てられている2483.5MHz～2500MHzと重複しているため、国際的には、この周波数を避けて2400MHz～2483.5MHzが無線LANに割り当てられており、我が国においても高度小電力データ通信システムとしてこの周波数を無線LANで利用している。欧米諸国では、2471MHz～2497MHzの周波数を無線LANに利用している国はない。<br>情報通信審議会においても、将来的に移動体衛星通信システム(MSS)への干渉を回避するためには、欧米諸国と同じ周波数を使用する高度小電力データ通信システムに移行を進める必要性が指摘されているところであり、2471MHz～2497MHzでスペクトル拡散率を緩和した場合、移動体衛星通信システム(MSS)との共用に支障が生じるおそれがある。<br>したがって、スペクトル拡散率の緩和については、措置は不可である。<br>なお、2.4GHz帯のデータ通信の高度化を図るため、高度小電力データ通信システムとしてOFDM方式の導入等が制度化されており、これらの技術を採用することによって、通信速度の高速化等が可能となっている。 |  |  |  |  |  | 5021147 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400085 | 特定小電力機器に係る技術基準適合証明の申請単位の見直し | 電波法第 2条第 4号<br>電波法第 38条の 2第 1項<br>無線設備規則第 49条の 14第 1号イ | 無線局の免許手続の簡素化等に資するため、特定無線設備について、電波法第 3章に定める技術基準に適合していることの証明 技術基準適合証明）を受けた特定無線設備のみを使用する無線局については、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。 | C | I | 措置不可能）<br>電波法第 2条で無線設備とは 電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう」とされており、電源設備や制御装置をも含むものである。<br>電源設備については、その電圧値が変更されると、技術基準で定める空中線からの出力や副次発射に変更を来すものであり、また、制御装置については、技術基準で定める機能 ･条件を満たしているか否かの確認が必要であることから、送受信装置、電源装置及び制御装置を一体として技術基準への適合性を確認する必要がある。 |  | 回答では、「送受信装置、電源装置及び制御装置を一体として技術基準への適合性を確認する必要がある」とあるが、例外は認めないという趣旨か否か確認したい。例えばパソコン内蔵型でない無線LANカードについては、市販されているものを購入し、購入者が各自のパソコンに接続した場合、電源装置等に変更を来たす可能性があると考えるが、そのような場合の申請単位および変更申請に関する考え方並びに現状について説明されたい。 | C | I | 無線設備には電源設備等も含まれることから、例外は認めないという趣旨である。<br>例示として出されている無線LANｶｰﾄﾞについては、認証にあたっては電源設備も含めて審査することとしており、接続するﾊﾟｿｺﾝの機種を問わず、認証を取得した際の工事設計書に記載されている電源の電圧値に変更が生じないのであれば、改めて認証を取得するための申請は必要ないものである。 | 5021154 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400082 | 微弱電波法における放射雑音許容値の見直し等 | 5111 | 5111036 | 社団法人日本自動車工業会 | 11 | 微弱電波法の放射雑音許容値について | | 短期 :輸出用のタイヤ空気圧モニターについて、国内輸送中は、微弱電波法適用に対して柔軟な対応をお願いしたい。<br>長期 :国内市場向けシステムと米国市場向けシステムの仕様統一ができるように、微弱電波法の改定の可能性について検討をお願いしたい。 | 国内微弱電波法と米国FCCの放射雑音許容値に差がある為、<br>①国内輸送のためだけに、タイヤ空気圧モニターの電波停止を、工場出荷前に行い、米国到着後に電波の再起動を行う。<br>②国内市場向けシステムと米国市場向けシステムの仕様統一ができない。 | ①専用のシステム開発やコスト負担で、アメリカメーカーよりも負担となり、競争力も低下する。<br>②世界とのハーモナイゼーションを損なう。 | 微弱電波法 | 総務省 | 重点要望項目 |
| z0400083 | 免許不要の小電力機器への電波分配の容認 | 5071 | 5071010 | 米国 | 11 | 免許不要の小電力機器への電波分配の容認 | | 日本の柔軟な電波配分の政策目標と一貫する形で、日本政府は小電力機器の免許不要で電波を使用することを望む企業に時機を得た客観的で透明な手続き過程を保証する措置を、その周波数帯の現在の利用者に対しても十分な配慮をはかりながら、とることを提案する。総務省はもし十分なデータがない場合、インターフェースを査定するための更なる検査あるいは試験的プロジェクトを認めるべきである。 | | 「e－JapanⅡ」において日本は電波認証（RFID）やワイヤレスLANなどの台頭しつつある無線技術が「ユビキタスネットワーク社会」においてそれぞれが特別な役割を担っているであろうことを認識している。日米電気通信作業部会は両国の経験について見解を交換し、台頭しつつある先進無線技術の拡大と利用へ貢献する市場ベースのアプローチを認定し、両国の規制過程の相互理解を促進できる時機を得た機会を提供する。 | | 総務省 | |
| z0400084 | 2400MHz帯小電力データ通信システムのスペクトル拡散率の緩和 | 5021 | 5021147 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 2400MHz帯小電力データ通信システムのスペクトル拡散率の緩和【新規】 | | 2400MHz帯小電力データ通信システムにおけるスペクトル拡散率を高度小電力データ通信システムと同様の基準（5以上）とすべきである。 | | 小電力データ通信システムにおいても、高度小電力データ通信システムと同様のスペクトル拡散率が認められれば、現在の通信品質を確保したまま通信速度を上げることができるとともに、高度小電力データ通信システムの13チャンネルと小電力データ通信システムの 1チャンネルを加えた14のチャンネルを活用することができ、利用者の利便性が向上する。また、小電力データ通信システムの帯域は電子レンジなど他の機器の影響を受けにくいことから、混信の低減にも資すると考えられる。 | 無線設備規則第49条の20 | 総務省 | 2471～2497MHｚの周波数を使用する小電力データ通信システムの無線局におけるスペクトル拡散率は10以上とされている。 |
| z0400085 | 特定小電力機器に係る技術基準適合証明の申請単位の見直し | 5021 | 5021154 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 特定小電力機器に係る技術基準適合証明の申請単位の見直し【新規】 | | 送受信装置のみの申請を認めるべきである。 | | 特定小電力機器として認められた条件の範囲内で電源装置および制御装置を柔軟に変更することができる。 | 無線設備規則　第49条の14<br>特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則　第 6条の 2<br>（特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第 6条の 2等の規定に基づく「特定無線設備の技術基準適合証明等の簡易な手続」（平成11年 3月 5日郵政省告示第170号） | 総務省 | 小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの（特定無線設備）については、電波法に定める技術基準に適合していることの証明を受けることになっている。特定小電力機器もその一つであり、技術基準適合証明を受けようとする場合、送受信装置に加えて電源装置および制御装置も併せて申請しなければならない。また、電源装置および制御装置を変更した場合は、その変更を申請しなければならない。 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400086 | 無線局の免許申請手続の緩和 | 無線局免許手続規則第3条、別表第1号の2 | 法人が無線局の免許を申請する場合、申請者はその法人の代表者であり、申請書には代表者印の押印が必要（あるいは自筆で氏名を記入）であるが、委任状または法人の組織規程等、当該委任関係を示した書類が提出されていれば、代表者の印や署名を必要とせずに、代理申請が認められている。 | a | Ⅳ | a 対応策及び実施時期→法人が無線局免許申請を代理申請により行う場合の委任状等の取り扱いを規定するとともに、当該規定事項について総合通信局に周知徹底を行う。実施時期は、平成15年度中。 |  | 回答では、「総合通信局に周知徹底を行う」とのことだが、どのように周知するのかについて改めて回答されたい。（文書により行われるのかという点を確認したいという趣旨。） | a | Ⅳ | 法人が無線局免許申請を代理申請により行う場合の委任状等の取り扱いを規定するとともに、当該規定事項について総合通信局に通達改正により周知徹底を行う。実施時期は、平成15年度中。 | 5021150 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400087 | WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外 | （WTO）政府調達に関する協定（1996年） | 1996年1月1日に発効した世界貿易機関（WTO）「政府調達に関する協定」は、政府機関等による産品、サービスの調達に、内国民待遇、内外無差別の原則を適用し、また、政府調達に手続の透明性を確保することを定めている。我が国においては、同協定附属書Ⅰ付表において約束している中央政府機関、地方政府機関（47都道府県及び12政令指定都市）、特殊法人及び独立行政法人による調達に同協定が適用される。 | － | － | WTO政府調達協定は、公正、公開かつ競争的な政府調達を促進するための国際ルールである。我が国は、同協定締約国間の権利及び義務の均衡並びに同協定に定める相互に合意された適用範囲に基づき、内外無差別等の原則に則った政府調達を行っており、我が国が同協定付表において約束している機関については、同協定を誠実に遵守している。これらの機関を協定適用機関から除外するためには、同協定に定める手続により所要の通報を行ったうえで、各締約国からの異議申立がないことが条件となるものであり、我が国の規制改革に対する枠組みの中で捉えられるものではない。<br>なお、我が国は、平成11年7月1日のNTT再編に伴い、NTTの承継会社の1つであるNTTコミュニケーションズ社は同協定の対象機関としない旨の通報を、同協定の手続に従ってWTO政府調達委員会を通じ各締約国に対して行ったところ、これに対して米国、EC、カナダから異議申立が行われた。それ以降、同社が協定の除外基準を満たしていることについて同委員会や各種協議の場を通じて重ねて説明を行ってきた結果、米国及びカナダは異議を撤回したものの、依然ECが異議を留保しているところ、WTO政府調達委員会会合等の場で継続的な働きかけを行っていくこととする。 |  |  |  |  |  | 5021263 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400088 | NTT法の廃止 | 日本電信電話株式会社等に関する法律 |  | － | － | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 |  | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072020 | 欧州委員会（EU） | 11 |
| z0400089 | 接続料金に関するLRICモデルの見直し |  |  | － | － | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 |  | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072021 | 欧州委員会（EU） | 11 |

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400086 | 無線局の免許申請手続の緩和 | 5021 | 5021150 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 無線局の免許申請手続の緩和【新規】 | | 法人の代表者から委任を受けて事業所長などが代理人となって免許申請する際、委任関係を示した組織規程等を提出する場合は、法人の代表者印や署名は不要である旨を明確にするとともに、各地方総合通信局にその点を徹底すべきである。 | | 左記の申請手続が徹底されれば、利用者ニーズに迅速に対応したサービスや製品の提供が可能となる。<br>なお、企業においては、急激な技術革新やグローバルな競争に対応すべく、迅速な意思決定が可能となるよう、現場レベルに権限を委譲しており、こうした流れにも沿ったものとなる。 | 無線免許手続規則第3条、別表第1号の2 | 総務省 | 法人が無線局の免許を申請する場合、申請者はその法人の代表者であり、申請書には代表者印の押印が必要(あるいは自筆で氏名を記入)であるが、委任状または法人の組織規程等、当該委任関係を示した書類が提出されていれば、代表者の印や署名を必要とせずに、代理申請が認められている。 |
| z0400087 | WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外 | 5021 | 5021263 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外 | | NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)、特に完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な措置を講じるべきである。 | | NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中での事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続きを行うことにより、購入に至るまで2.4～5.5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。こうした手続きは、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業に比べて非常に不利な状態となっている。<br>対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合わせて迅速で柔軟な調達ができるようになる。 | 政府調達に関する協定(1996年)付属書Ｉ付表３ | 総務省 | NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手続き法を進めることが義務付けられている。<br>また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細な調達手続きが求められている。 |
| z0400088 | NTT法の廃止 | 5072 | 5072020 | 欧州委員会(EU) | 11 | NTT法の廃止 | | 電気通信規制当局は事業の供給者から完全に独立し、公正であるべきである。そして日本市場における競争の促進に専念すべきである。規制当局は規制(競争、ユニバーサルサービス、ライセンシングの促進)にのみ関わり、事業者の経営管理に関して干渉しない、ということを法的文書に明記することが重要である。それゆえ、EUは、電気通信事業法(適宜改定)に鑑みてユニバーサルサービスの支配的な供給者に対してあらゆる必要な規制管理が行われるべきなので、NTT法は廃止されなければならず、国家もしくは公的な株式保有者が通信分野において他の分野とは異なる扱いを受けてはならない、と考える。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)<br><br>1.4.情報社会<br><br>による。 | | 総務省 | |
| z0400089 | 接続料金に関するLRICモデルの見直し | 5072 | 5072021 | 欧州委員会(EU) | 11 | 接続料金に関するLRICモデルの見直し | | 接続料金に関するLRICモデルの適用は、NTT西日本・東日本の競合他社にとって結果としてより高いコストにつながるような、通信量に関係しない要素の不適当な配分を是正する方向で、見直されるべきである。同様に、トラフィックの減少によって生ずる収入の潜在的損失を補填するために確立された清算メカニズムを撤廃すべきである。NTTの固定接続料金に関する最近の見直しは、経済的および規制的観点から、また特に、日本の規制当局による決定の不公平性に関して、深刻な懸念を生み出している。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)<br><br>1.4.情報社会<br><br>による。 | | 総務省 | |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400090 | 接続料に係る長期増分費用（LRIC）モデルの見直し（NTSコストの除外） | 接続料規則別表 | 平成14年9月13日付け情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」において、現行制度を継続し、交換機の費用に含めて算定することとされた(2003年度及び2004年度に適用される接続料については、適正かつ透明な手続きを経た上で、NTSコストを含むものとして既に認可済み。)ことを踏まえ、同内容を省令に規定。 | b | - | NTSコストについて、我が国のように接続料に含めるのか、基本料で回収するのかは、公共サービスの利用者料金の在り方に関連することから、各国の事情に即し、政策的に判断すべきものと考えている。 | | NTSコストの回収方法については、確かに「各国の事情に即し、政策的に判断するべき」であるが、他方、環境変化のスピードが速い電気通信事業分野においては、当該政策判断についての見直しも不断に行われる必要があると考えられる。<br>したがって、平成17年度以降の接続料に係る検討の際にNTSコストの回収方法についても改めて検討（平成16年度中に結論）できないか、改めて検討されたい。 | b | - | 前回提出の措置の概要（対応策）の案文の後に以下を追加する。<br><br>なお、本件については、基本料の扱いと併せて再検討を行い、その結果を平成17年度以降の接続料の算定に適切に反映させる予定である。 | 5073012 | オーストラリア | 11 |
| z0400091 | 東西NTT間での平均システムの見直し | | | — | — | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | — | — | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072026 | 欧州委員会（EU） | 11 |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400090 | 接続料に係る長期増分費用（LRIC）モデルの見直し（NTSコストの除外） | 5073 | 5073012 | オーストラリア | 11 | 接続料に係る長期増分費用（LRIC）モデルの見直し（NTSコストの除外） | | 日本は、接続料が適切なコストに基づいて算定され、差別のない方法で競争する電気通信事業者に課されることを確保すべきである。LRICモデルにおいて、NTT東会社とNTT西会社の接続料の中で多くを占めているNTSコストを接続料の計算から除外すべきである。 | | 過剰に高い接続料は、依然として日本の電気通信分野に残る心配事である。日本の接続料は、日本の電気通信市場には規制された卸売り接続料というものがないので高額である。その結果、事業者は他の事業者から小売りベースでの容量の購入を余儀なくされている。その上、接続料は世界水準を遥かに上回っている。現在の料金は効率の良い費用モデルを基準にすると正当とは認められない。<br>我々は、WTOの義務に関して、日本の過剰に高い接続料を懸念している。1997年に、日本は電気通信基本サービスについてのWTOのリファレンス・ペーパーに含まれた規制原則に従うことに合意している。リファレンス・ペーパーの第2.2項は、主な供給事業者との接続は、透明性があり、無差別かつ合理的な、コストに基づいた料金で行わなければならないとしている。<br>情報通信審議会は、昨年長期増分費用(LRIC)モデルの見直しを行ったが、その結果、2003年度と2004年度に適応される平均接続料が約5%上がった。また、情報通信審議会が、NTT東会社とNTT西会社間の競争を促進させるために、夫々のコストに基づく異なった接続料を適応すべきであるとした以前の提言にも拘わらず、総務省は市場を支配する両社に対し同じ接続料を導入することを決めた。総務省は、ユニバーサル　サービスとして国民に等しく電気通信サービスを提供すべきであると主張している。これらの動きは電気通信産業の競争を促進させる日本の政策を逆行させるものである。 | | 総務省 | |
| z0400091 | 東西NTT間での平均システムの見直し | 5072 | 5072026 | 欧州委員会（EU） | 11 | 東西NTT間での平均システムの見直し | | ユニバーサルサービスは、通常の商慣習によって網羅されないコストに対応するために、必要に応じてのみ実施されるべきである。日本国内における単一料金設定の目的は、ユニバーサルサービス基金の確立によって達成されるべきであり、特に、透明性、非差別および競争的中立の原則を充足しなければならない。国内に（収益の少ない地域も含む）単一料金を確保するためのユニバーサルサービスを提供するためのコストは、それよりもLRICに基づくべきであり、ユニバーサルサービスを提供する上での便益（ネットワーク外部性、ブランド名およびプレゼンス）は、費用の計算に十分考慮されるべきである。現行の東西NTT間での平均システムは、そのことがNTT東日本とNTT西日本間での内部補助につながることから憂慮すべき事柄である。NTT東日本とNTT西日本は組織的には分離しており、原則的には、妥当な会計分離を確保するために、競争的な保護を課すことによってそのような慣習に参画することが妨げられているにもかかわらずである。その結果、接続料金はもはやコスト指向ではなくなっている。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>1.4.情報社会<br><br>による。 | | 総務省 | |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400092 | 第Ⅰ種指定事業者の卸および小売料金告知要件の存続 | | | － | － | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072025 | 欧州委員会（EU） | 11 |
| z0400093 | 端末設備の接続の技術的条件の廃止 | 改正電気通信事業法第52条<br>改正電気通信事業法第69条 | 端末設備の利用者が、その端末設備を電気通信事業者の設備に接続するためには、当該電気通信事業者の接続の検査を受けた後、接続し使用することが原則である。ただし、その端末設備が、当該電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合している場合は、接続の検査を行うことなく利用者は接続し、使用することができる。 | d | - | 技術的条件の認可は、電気通信事業者の申請を受け、当該電気通信事業者設備を損傷防止等の観点から審査し、判断するものであるが、認可申請するかどうかは電気通信事業者の任意である。従って、電気通信事業者が、「既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ね」たいとの観点から、技術的条件としての認可は不要と判断し、申請を行わないこととすることも制度上は可能。その場合、端末設備を接続するに当たり、当該電気通信事業者による接続の検査が必要となる。 | | 回答では、現行制度で対応可能とのことだが、要望の趣旨は、そもそも「技術的条件」は、既に存在意義を失っていることから撤廃すべきというもの（新サービスを機能させるためには、技術基準はもちろんのこと、他の技術的事項についても事前に電気通信事業者と端末設備メーカーとの間で確認をしている。）であるから、この点を踏まえ、改めて回答されたい。 | C | Ⅰ | そもそも、技術的条件を認可事項としているのは、その技術的条件について、端末機器メーカ等多数の利害関係人が存在する場合、電気通信事業者が特定の端末機器メーカとの間で恣意的に技術的条件を定め、端末機器の市場への供給における公正競争を損なうことを防止するためである。なお、技術的条件は、特定の電気通信事業者が、先行的で過渡的な技術を用いた端末機器によりサービス提供する際に定めるもの。他方、技術基準は、多数の電気通信事業者に共通する基準として普及・定着することが見込まれるものを定めている。技術基準の策定には、審議会への諮問を行う等により、数ヶ月の期間を要する。他方、技術的条件は、特定の事業者に係る基準であることから、総務大臣の認可を受けて柔軟に定められるものであり、策定に係る期間は、技術基準の場合に比して、短期間である。このメリットを生かし、特定の事業者が、先行的な技術を用いたサービスを迅速に展開することを可能とする制度として、技術的条件の制度は、存続意義を有するものである。 | 5021156 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400094 | 電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃 | 改正電気通信事業法第57条第2項<br>改正電波法第38条の25第2項 | 認証取扱業者は、その取り扱う端末機器／特定無線設備が設計／工事設計に合致することを設計認証／工事設計認証を受けた確認の方法に基づき検査し、その検査記録を作成、保存しなければならない。 | C | Ⅰ | （措置不可能）<br>今回の電気通信事業法等の改正により、技術基準に適合しない機器が製造等される事態が生じた場合には、消費者保護の観点から、製造業者等に対して回収等を命じる妨害防止命令／妨害等防止命令等の必要な措置を講ずることとしており、検査記録については、製造された機器の技術基準への適合性に疑義が生じた場合に、検査の実施及びその適切性について事後的に検証を行うのに必要なため、その作成及び保存を義務づけているものである。 | 平成16年1月26日に改正電気通信事業法／改正電波法施行予定 | 回答では、「検査記録については、製造された機器の技術基準への適合性に疑義が生じた場合に、検査の実施及びその適切性について事後的に検証を行うのに必要なため、その作成及び保存を義務づけているものである」とあるが、検査記録の作成・保存を義務づけなくとも、設計認証の審査のために認証機関に提出する確認方法書（当該機器がその設計に合致することの確認の方法に係る事項等を記載した書類。設計合致義務を履行するために必要な機器の検査手順、検査に必要な測定器に関するものを含む）を活用することによって、当該機器の技術基準への適合性について検証は可能と考える。<br>この点を踏まえ改めて検討されたい。 | C | Ⅰ | 今回の電気通信事業法／電波法改正に伴い、技術基準不適合機器が発生した場合には、消費者保護の観点から、製造業者等に対し、総務大臣は不適合機器の市場からの回収等の妨害防止命令／妨害等防止命令を発動することができることとなっている。この妨害防止命令／妨害等防止命令を発動するためには、製造業者等への立入検査等を行い、迅速に発生原因を究明することが必要であるが、製造業者等において個々の製品の検査記録が保存されていなければ、迅速な原因究明が不可能となり、消費者が安心して端末機器を利用できる環境／無線設備を利用できる電波利用環境の維持に影響を及ぼすことから、製造業者等にも責任をもって個々の製品の検査記録の作成・保存を求めているものでる。 | 5021159 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400092 | 第Ｉ種指定事業者の卸および小売料金告知要件の存続 | 5072 | 5072025 | 欧州委員会（EU) | 11 | 第Ｉ種指定事業者の卸および小売料金告知要件の存続 | | 市場において重要な力をもち、かつ／あるいは基本的設備を管理する事業者に対しては、卸しおよび小売料金告知要件を存続すべきである。最近のTBL改正は、第Ｉ種指定事業者が卸しおよび小売料金を告知する義務を撤廃したことによって、規制当局が、支配的事業者の料金行為を監視し、略奪的料金行為を行うことのないよう確保することを妨げるものである。日本の新たな改正枠組みにしたがって、第Ｉ種指定事業者は、こうして例えば、選択的に競合他社に損害を与えるために、値引きをしたり、あるいは料金圧縮戦略をとったりすることができるのである。料金告知と会計分離の義務は、非支配的事業者も含むあらゆる事業者の「ユニバーサルサービス」として分類されるサービスに対して、継続して適用されるもの、とEUは理解している。非対称規制および比例の原則に沿って、非支配的事業者もしくはユニバーサルサービス提供者として選ばれていない事業者には、これらの義務が撤廃されるべきである、とEUは考える。なぜなら、そのことが、これらの事業者が指定事業者と有効的に競争する能力に影響を与え、不当なコストの発生を招くからである。また、このことは公正かつ効果的な競争環境を損なうような不必要な手続きをも巻き込むものである。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>1.4.情報社会<br><br>による。 | | 総務省 | |
| z0400093 | 端末設備の接続の技術的条件の廃止 | 5021 | 5021156 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 端末設備の接続の技術的条件の廃止【新規】 | | 技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。 | | 民間の任意規格に委ねることによって端末設備の円滑な接続が可能となる。 | 電気通信事業法第49条（改正後第52条） | 総務省 | 電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準に適合しない場合などを除き、その請求を拒むことができない。この場合、技術基準には、電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件が含まれる。 |
| z0400094 | 電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃 | 5021 | 5021159 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃【新規】 | | 技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。 | | 電気通信事業法および電波法の改正前においては、左記のような義務は課されておらず、製品コストの上昇につながる恐れがある。 | 電気通信事業法（改正後）第57条<br>電波法（改正後）第38条の25 | 総務省 | 端末機器について登録認定機関から設計認証を受けた製造業者等は、設計認証に係る確認方法に従い、当該端末機器について検査を行い、総務省令で定めた検査記録を作成し、保存しなければならない。また、特定無線設備について登録証明機関から工事設計認証を受けた製造業者等は、工事設計認証に係る確認方法に従い、当該特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めた検査記録を作成し、保存しなければならない。 |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400095 | 電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善 | 改正電気通信事業法第63条<br>改正電波法第38条の33 | 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、技術基準適合自己確認を行った特定端末機器／特別特定無線設備の種別、設計／工事設計確認の方法等、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出ることができる。 | C | I | （措置不可能）<br>技術基準適合自己確認の届出を行った者は、その旨の表示／適合表示無線設備としての表示を端末機器／無線設備に貼付することができ、この表示を付することにより、適正な手続を経て技術基準への適合性が確認されたことが特定及び識別可能となり、この表示が貼付された端末機器については／無線設備のみを使用する無線局については、電気通信事業法の特例措置／電波法の免許制度の特例措置として、電気通信事業者の電気通信回線設備への接続検査不要等／免許不要等の適用が可能となる。<br>このように表示には、端末機器／無線設備に電気通信事業法／電波法上の特例措置が与えられていることを識別するための重要な意味があり、紛らわしい表示等を付した場合は罰則が適用される。したがって、この表示を付することができる者を法律的に区別するためには、最低限、届出制度によって国が予め把握しておく必要がある。 | 平成16年1月26日に改正電気通信事業法／改正電波法施行予定 | ①回答では、特定端末機器について、技術基準適合自己確認を行ったことの表示には「電気通信事業者の電気通信回線設備への接続検査不要」等の特例措置が与えられていることを識別するという重要な意味があるとのことだが、接続検査を行う主体は国ではなく、電気通信事業者であり、技術基準適合自己確認を行った者および当該端末機器を「届出制度によって国が予め把握しておく必要がある」とは考えられない。<br>この点を踏まえ、改めて検討されたい。<br><br>②特別特定無線設備については、空中線電力が0.01W以下等であって、技術基準への適合表示が付された無線設備のみを使用する場合は免許不要という効果を受けることになるが、そのような無線局の識別は、届出制度に基づく表示に拠らずとも、別の手段（取扱説明書や製造業者等による情報公開など）に拠っても可能であると考える。<br>この点を踏まえ、改めて検討されたい。 | C | I | 【①について】 電気通信事業法の特例措置を与えられる機器は、設計合致義務等を負うものであるが、仮に、同義務等に違反した技術基準不適合機器が市場に供給された場合においては、国は必要に応じて回収命令等の事後措置を講じることが必要となる。その場合の事後措置を迅速に行うために必要な情報について、国は予め届出により把握しておく必要がある。<br>【②について】技術基準適合自己確認の届出を行った者は、適合表示無線設備としての「表示」を無線設備に貼付することができる制度であり、届け出られた情報は、無線局の免許不要又は簡易な免許手続の適用の可否の判断を行ったり、消費者保護の観点から基準不適合機器が確認された場合に当該機器の製造業者、機種等を迅速に特定するために必要であることから、届出を行った者の名称、機器の種別及び主な諸元、並びに検証結果の概要など、必要最小限の情報を求めているものである。<br>また、「届出制度に基づく表示に拠らずとも、取扱説明書や製造業者等による情報公開などに拠っても可能」とあるが、消費者保護の観点から自己確認を行った事実に関する情報は国からも消費者に提供することにより、消費者が安心して利用できる無線設備に関する情報の提供が求められていることから、届出を求めているものである。 | 5021157 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400095 | （上記の続き）<br>電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善 | | | | | | | | | | | 5021157 | 社団法人日本経済団体連合会 | 12 |
| z0400096 | 電気通信事業者と外国政府等との協定等の認可制の廃止 | 電気通信事業法第40条 | 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国法人等との間で電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結、変更、廃止する場合、認可を受けなければならない。 | C | I | わが国の通信事業者が、国際通信サービスに関して外国政府・企業との間で締結する協定は、その内容如何が結果として、わが国の利用者の利益にも影響を与えるものであることから、「国際計算料金」など重要な事項に限って認可により審査しているところ。<br>したがって、当該認可制度そのものを廃止することはできない。<br>しかしながら、国際計算料金の引下げなどわが国の利用者の利益に与える影響が少ないと考えられる協定又は契約については、認可対象から外すことを現在検討しており、平成16年度中の措置を予定しているところ。 | | | | | | 5021144 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他（特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400095 | 電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善 | 5021 | 5021157 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善【新規】 | | 届出を不要とすべきである。 | | 総務省「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」報告書（平成14年12月16日）では、無線局の簡易な免許手続等の適用の可否の判断や電気通信機器に異常があった際の当該機器の製造業者等の特定などにあたって届出（ファイリング）情報が必要としている。しかしながら、届出を不要としても、例えば、免許申請時に技術基準適合手続を経たか否かを確認すること、また、不適合機器等から製造業者等を特定すること、などは可能であると考えられる。なお、自己確認を行った製造業者等が試験や検査の結果を保存しておくことは当然であるが、それは、あくまで自己責任に基づき行うべきものであると考える。 | 電気通信事業法（改正後）第63条、第64条、第65条<br>電波法（改正後）第38条の33、第38条の34、第38条の35 | 総務省 | 端末機器のうち、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特定端末機器については、その設計が技術基準に適合することを製造業者等が自ら確認することができる。当該製造業者等は設計に合致することの確認方法等を総務大臣に届け出ることができ、その確認方法に従い検査を行い、総務省令で定める検査記録を作成し、保存する義務を履行したときは、総務省令で定める表示を付することができる。 |
| z0400095 | （上記の続き）<br>電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善 | 5021 | 5021157 | 社団法人日本経済団体連合会 | 12 | （上記の続き）<br>電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善【新規】 | | | | | | 総務省 | （上記の続き）<br>また、特定無線設備（小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの）のうち、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特別特定無線設備については、その工事設計が技術基準に適合することを製造業者等が自ら確認することができる。当該製造業者等は工事設計に合致することの確認方法等を総務大臣に届け出ることができ、その確認方法に従い検査を行い、総務省令で定める検査記録を作成し、保存する義務を履行したときは、総務省令で定める表示を付することができる。 |
| z0400096 | 電気通信事業者と外国政府等との協定等の認可制の廃止 | 5021 | 5021144 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 電気通信事業者と外国政府等との協定等の認可制の廃止 | | 規制改革推進3か年計画（再改定）[平成15年3月28日閣議決定]では、「総務大臣の認可の対象となる事項の範囲の見直しについて検討する（平成15年度検討・結論）」となっているが、認可対象範囲の見直しに止まらず、認可制そのものを廃止すべきである。 | | 「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」（平成15年8月11日　総合規制改革会議）では、わが国の利用者の利益にも影響を与えることから認可制を維持することとされているが、そもそも事業者は、利用者の利益、ひいては自らの利益が見込めない契約は締結しないはずであり、また、規制対象外となっている音声伝送役務以外の外国政府等との協定等について、特段の問題も発生していないことから、認可制を廃止して事業者の自主判断に委ねても支障はないと考える。 | 電気通信事業法第40条<br>電気通信事業法施行規則第26条、27条 | 総務省 | 第一種電気通信事業者および特別第二種電気通信事業者（＊改正法では、電気通信事業者）は、外国政府または外国人もしくは外国法人との間に電気通信業務に関する協定または契約等を締結等する場合、総務大臣の認可を受けなければならない。 |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400097 | 電気通信端末機器の技術基準適合認証の一部変更範囲の見直し | 認証を受けようとする端末機器に係る手数料が減額される場合において当該端末機器が認証を受けた設計に基づく端末機器と異なる部分（平成11年郵政省告示第166号） | 既に認証を受けた端末機器の設計と重要な部分において異ならない構造、機能等を有するものの範囲を定め、その範囲内の変更（一部変更）であれば、認証に係る手数料を減額する措置を講ずることとしている。 | a | Ⅲ | 現在、認証は、国の事務代行性を有する機関が行っており、一部変更範囲については、総務大臣が認証を行う場合の手数料の減額措置との関連で告示において規定している。しかしながら、今般の基準認証制度の改正により、認証は国の事務代行性のない民間において実施することとしたことから、国が行う場合の手数料に係る規定は廃止することとしており、一部変更範囲の規定がなくなることとなる。今後は、構造や機能の変更に伴う技術基準への適合性については、民間の認証機関、製造業者等において、基準認証制度の趣旨を踏まえ、適宜・適切に確認することが必要となる。 | | 回答では、「今後は、構造や機能の変更に伴う技術基準への適合性については、民間の認証機関、製造業者等において、基準認証制度の趣旨を踏まえ、適宜・適切に確認することが必要となる」とあるが、これは民間の認証機関や製造業者等が任意に一部変更の範囲(設計認証および型式認定を受けた端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能を有する端末機器)を定めて構わないとの趣旨か否か確認したい。<br>仮に、任意に一部変更の範囲を定めて良いという趣旨である場合、民間の認証機関による認証や製造業者等による自己確認が「適宜・適切」か否かについても、行政は関与しないという理解で良いか確認したい。 | d | － | 重要な構造や機能等の変更の範囲については、まずは、民間の認証機関、製造業者等が判断するものとなる。ただし、仮に、技術基準への不適合機器が流通し、事後措置を講じる必要が生じた場合には、同一とする設計を単位として、その内容等について、国が関与し、適切性等を判断することとなるものと考える。 | 5021155 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400098 | 電気通信分野における競合事業者への規制緩和 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むⅡ部分については同年11月10･11日に第一回Ⅱ作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071001 | 米国 | 11 |
| z0400099 | 携帯着信料金に係る競争環境の整備 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むⅡ部分については同年11月10･11日に第一回Ⅱ作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071005 | 米国 | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400097 | 電気通信端末機器の技術基準適合認証の一部変更範囲の見直し | 5021 | 5021155 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 電気通信端末機器の技術基準適合認証の一部変更範囲の見直し【新規】 | | 「回路又はプログラム」の変更（重要な部分の変更は新たな認証の申請が必要）は一部変更の対象となっているが、ごく軽微な変更は一部変更認証を不要とすべきである。 | | 例えば、回路に使用している部品の生産中止に伴う代替品への切替えであって、回路の電流、抵抗値等が変わらない場合や、CPU（中央演算処理装置)のクロック数、メモリーの容量等の変更であって、通信機能に影響を与えない場合などについては、一部変更認証を不要とすることにより、速やかに製品をユーザーに提供することができる。 | 認証を受けようとする端末機器に係る手数料が減額される場合において当該端末機器が認証を受けた設計に基づく端末機器と異なる部分を定める件」（平成11年 3月 5日郵政省告示第166号） | 総務省 | 設計認証および型式認定を受けた端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能を有する端末機器の設計について、技術基準適合の認証を受けようとする場合（一部変更認証を受けようとする場合)、手数料が減額される。この場合、 重要な部分において異ならない構造、機能を有する端末機器」の範囲は、既に認証等を受けた端末機器と異なってよい部分（一部変更範囲）を端末機器の種類ごとに告示で規定することによって明らかにされている。 |
| z0400098 | 電気通信分野における競合事業者への規制緩和 | 5071 | 5071001 | 米国 | 11 | 電気通信／競合事業者への規制緩和 | | 総務省が競争的市場において非支配的事業者のために以下の措置を取ることを米国は提言する。<br>①電気通信サービス提供者によるいかなる申請も義務づけない分類免許を与える。<br>②約款認可義務をインターネット上の告示に変え、総務省の事前手続きを撤廃する。<br>③契約サービスについては、全ての許可、届け出義務を撤廃する。<br>④相互接続、委託及びその他の競合事業者間の事業取り決めについては、全ての許可、届け出義務を撤廃する。<br>⑤固定系サービスプロバイダーの最初の免許取得については、サービスの一般的範囲やネットワークの説明を超えた詳細なコストの理由付け、経理の推測やネットワーク計画情報を提供する義務を撤廃する。<br>⑥固定系サービスプロバイダーのネットワークの拡大については、全ての認可手続きを撤廃し、一般的な短い説明を求める届け出義務に限定する。<br>⑦事業者に対して、サービスを提供するために波長ベースの IRU（無効にできない使用権利）を獲得し、使用することを許す。 | | 昨年始まった改革を基に、総務省は事業者がビジネスに必要なコストを減らし、顧客が求めるサービスをより迅速に提供することを可能にする不必要な規制の排除への法的基盤を確立した。総務省がこの規制緩和を実行するために左記の措置をとることを提言する | | 総務省 | |
| z0400099 | 携帯着信料金に係る競争環境の整備 | 5071 | 5071005 | 米国 | 11 | 電気通信／携帯着信料金に係る競争環境の整備 | | 米国は日本が以下の措置をとることを提言する。<br>①支配的な無線ネットワークへの競争的な接続料金を保証する日本の電気通信事業法とその 2002年の日本の関与に従い、携帯無線着信料金がコストに基づいて設定されているかを評価する客観的で透明な方法を整備し、交渉が失敗した場合仲裁を求められるようにしておく。<br>②携帯事業者との相互接続を固定事業者が求める場合、携帯事業者が小売料金を設定している惰性的な権利を排除することによって競争的中立性を整備する。 | | ボトルネック設備への競合事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年 7月に出された「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができると米国が信じる分野を引き続き確認していく。 | | 総務省 | |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400100 | 電気通信分野における固定系相互接続に係る接続料金設定過程の改革 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むⅡ部分については同年11月10･11日に第一回Ⅱ作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071004 | 米国 | 11 |
| z0400100 | （上記の続き）<br>電気通信分野における固定系相互接続に係る接続料金設定過程の改革 | | | | | | | | | | | 5071004 | 米国 | 12 |
| z0400101 | 電気通信分野においてサービスの質における非差別の確立 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むⅡ部分については同年11月10･11日に第一回Ⅱ作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071006 | 米国 | 11 |

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400100 | 電気通信分野における固定系相互接続に係る接続料金設定過程の改革 | 5071 | 5071004 | 米国 | 11 | 電気通信／固定系相互接続における接続料金設定過程の改革 | | 総務省が（専権事項だとして）最近長期増分費用方式（LRIC）の実行方法を変えたため、接続料金が大幅に値上がりし、新規参入者のNTTグループ会社と競争する力が深刻に侵食されることが予測される。効率的な競争を確保するに料金設定過程を改革することは外資系及び国内の全ての競争事業者にとって重要な優先問題である。特に、米国は総務省が以下の措置をとることを提言する。<br>① 2003年度からの従量接続料金からどのようにNTSコストを排除するかを決定するために、全ての利害関係者のコメント及び見解に公開する形で、接続料金とその体系の一般による見直しを実行する。<br>②何らかの新しい制度を導入する前に、NTT東西が既存の月額料金によってNTSコストを吸収できるかどうかを客観的に評価することを開始し結論を出す。<br>③NTT東西に対して透明で公的に立証できる方法で以下の項目を文書で証明させる：<br>1)正確にどのコストが月額の加入者線料金から回収されているのか。<br>2)それらのコストがどのように認定され、異なるサービス間（ISDN, DSL, 専用線等）でどのように配分されているのか。<br>3)すでに施設設置負担金や減価償却料金や利用可能な利益マージンで回収されているこれらのコスト回収の前提はなにか。 | | ボトルネック設備への競合事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年 7月に出された「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができると米国が信じる分野を引き続き確認していく。 | | 総務省 | |
| z0400100 | （上記の続き）<br>電気通信分野における固定系相互接続に係る接続料金設定過程の改革 | 5071 | 5071004 | 米国 | 12 | （上記の続き）<br>電気通信／固定系相互接続における接続料金設定過程の改革 | | （上記の続き）<br>④ トラヒックデータが料金精算をすべきと示す場合、清算を行う前に以下の措置をとる：<br>1)そのようなデータを独立的に監査し、その評価方法を公的に文書で提出し、公表しコメントを募集する。<br>2) トラヒックデータの入力値の変化と共に、機器単価などの他の入力値も提供させ変更前の全ての変化を盛り込む機会を与える。<br>3) IP電話への移行や他の先進技術サービスなどの変化によって影響を受ける全てのネットワーク費用計算に、そのような新しいサービスの成長を助けているネットワーク要素からNTTが得ている追加的な収入を考慮する。<br>⑤NTT東西に対してそれぞれの地域におけるコストの違いを考慮して、コストに基づく接続料金をそれぞれに設定させる。地域事業者間で接続料金に違いをもたせる際には反競争的な価格圧縮の危険（及びそれを防止する措置）を検討する。<br>⑥広範囲なネットワークアクセス機能へのビル・アンド・キープ コスト回収方法への移行を検討する。<br>⑦NTT東西間の相互補助の源として接続料金収入を利用する現在の体系を廃止し、そのような補助が競争的に中立なユニバーサル・サービス基金によって補助されるようにする。<br>⑧支配的事業者の市場力を考慮して、IP電話を提供する事業者間同様、アナログとIPベースの音声電話ネットワーク間の接続協議に関する紛争を解決するために事業者が電気通信紛争処理委員会に助けを求められるよう確約する。 | | | | 総務省 | |
| z0400101 | 電気通信分野においてサービスの質における非差別の確立 | 5071 | 5071006 | 米国 | 11 | 電気通信／サービスの質における非差別の確立 | | サービスの質における非差別：アンバンドル化が求められる施設においては、日本がNTT東西に対して以下の措置をとることを要求するよう米国は提言する：<br>II-D-1. NTT東西がサービスの混乱や質の悪化へ対応しなければならない期間中、小売顧客へ提供されているものと同様のサービス水準合意（SLA）をその接続約款に盛り込むことを義務づけるべきである。<br>II-D-2. 卸売り顧客に対して施設への合理的なアクセスとともに、その施設を自ら保守する選択肢を与える。 | | ボトルネック設備への競合事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年 7月に出された「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができると米国が信じる分野を引き続き確認していく。 | | 総務省 | |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400102 | 電気通信分野における透明性の促進及び規制独立性の強化 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むⅡ部分については同年11月10・11日に第一回Ⅱ作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071002 | 米国 | 11 |
| z0400102 | （上記の続き）<br>電気通信分野における透明性の促進及び規制独立性の強化 | | | | | | | | | | | 5071002 | 米国 | 12 |
| z0400103 | 電気通信における支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードの確立 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むⅡ部分については同年11月10・11日に第一回Ⅱ作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071007 | 米国 | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400102 | 電気通信分野における透明性の促進及び規制独立性の強化 | 5071 | 5071002 | 米国 | 11 | 電気通信／透明性の促進及び規制独立性の強化 | | 総務省及びその前身である郵政省は長い間規制決定過程を既得権者の影響から守ることの困難を経験してきた。新規参入者の犠牲を基に、政府との結びつきの歴史を持つ大会社へ恩恵をもたらすという最近の決定は規制の独立とアカウンタビリティ（説明責任）を支持する措置の大きな必要性を証明している。規制の独立性と透明性を強化するために米国は以下の措置を日本がとることを提言する：<br>①規制機能を直接的な政治のコントロールを受けている省庁の権限から離し、完全なる独立機関へ移行する。<br>②NTT株の日本政府保有要件や外国資本、管理役割の制限をなくす。<br>③事業計画や人事決定を含むNTTの経営運営に対する省庁の干渉を排除する。<br>④反競争的行為を処罰するための意味ある制裁当局（罰金徴収、被害の支払命令、免許の差し止め等）を確立し、利用する。<br>⑤これらの目的のために、以下を含める中期的措置をとる：<br>1)紛争処理行為の透明性を最大化するなど、日本の電気通信事業紛争処理委員会の運営及びその実行力を強化する。<br>2)特定の電気通信事業者と何らかの金銭的結びつきのある職員がその事業者の競争的立場に影響を与える決定においていかなる役割も担わないことを確約する基準を公表する。<br>3)規制案件においてなんらかの役割を持つ総務省幹部職員にかれらの規制管轄下にある会社との関係を示す金銭面での宣誓供述書を提出させる。 | | 昨年始まった改革を基に、総務省は事業者がビジネスに必要なコストを減らし、顧客が求めるサービスをより迅速に提供することを可能にする不必要な規制の排除への法的基盤を確立した。総務省がこの規制緩和を実行するために左記の措置をとることを提言する。 | | 総務省 | |
| z0400102 | （上記の続き）<br>電気通信分野における透明性の促進及び規制独立性の強化 | 5071 | 5071002 | 米国 | 12 | （上記の続き）<br>電気通信／透明性の促進及び規制独立性の強化 | | （上記の続き）<br>⑥更なる規制のアカウンタビリティの育成のために、規制決定の再考及び司法によるチェックを可能とする具体的な措置をとり、規制当局者と裁判所が合理的な時間の枠組みの中で効果的にそのような案件を採り上げられるようにすることを保証する。特に、<br>1)規制当局者の判断や決定によって圧迫を受けたいかなる人もその決定を再考するように請願できる透明な手続きを採用し公表する。<br>2)規制当局者の判断や決定によって圧迫を受けたいかなる人もその決定を司法チェックにかけるよう求められる透明な手続きを採用し公表する。<br>3)判断や決定の基となる公的記録全てを入手可能とし、特別な利害が規制過程に優先的に入り込まないようする透明な手続きを採用し公表する。<br>4)総務省主催の研究会の人選プロセスをオープンにして、全ての利害関係者が参加できる機会を与えられるようにする。 | | | | 総務省 | |
| z0400103 | 電気通信における支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードの確立 | 5071 | 5071007 | 米国 | 11 | 電気通信／支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードの確立 | | 日本政府は端末装置市場における競争を保証する目的と一貫する形で、1990年のネットワーク回線端末装置（NCTE）合意を整備することを提案されている。その際、支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードを含めるべきである。 | | ボトルネック設備への競合事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年7月に出された「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができると米国が信じる分野を引き続き確認していく。 | | 総務省 | |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400104 | 電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立 | | | － | － | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5071003 | 米国 | 11 |
| z0400104 | （上記の続き）<br>電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立 | | | | | | | | | | | 5071003 | 米国 | 12 |
| z0400105 | 電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立 | | | － | － | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072022 | 欧州委員会（EU） | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400104 | 電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立 | 5071 | 5071003 | 米国 | 11 | 電気通信／支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立 | | 米国政府は、改正された電気通信事業法に基づく規則と省令が日本市場において支配的な地位を保持する事業者に特に義務を保持させ、適切な組織にこれらの義務を執行させる権威を与えることを提言する。特に、米国は 日本が以下の措置をとることを提言する。<br>①電柱、管路、とう道、線路敷設権への非差別的なコストベースのアクセスを法律あるいは規則において保証し、それらのアクセスに透明な価格設定方法を適用する。<br>②データサービス同様音声サービスについても支配的供給者による価格設定の濫用を評価する方法を確立する（例：インピュテーションテスト）。<br>③NTT東西が新しい種類のサービスへ業務拡大する際のパラメターを遵守しているかの毎年の検査の中で、ネットワークアクセス及び競争事業者への扱いに関する十分なデータを公表する。<br>④競争事業者によって利用されている専用線が合理的で競争的な価格によって提供されているかを評価するために公表された情報に基づく透明な措置を確立する。 | | ボトルネック設備への競合事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年7月に出された「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができると米国が信じる分野を引き続き確認していく。 | | 総務省 | |
| z0400104 | （上記の続き）<br>電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立 | 5071 | 5071003 | 米国 | 12 | （上記の続き）<br>電気通信／支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立 | | （上記の続き）<br><br>⑤支配的事業者が、規制を受けていないサービスを補填するために、規制を受けているサービスからの収入を反競争的に利用することがないよう規則を設ける（例えば、関係会社との分離取り引きルール）。<br>⑥報告義務を含め、競争関係実施測定基準及び基準不履行への金銭的罰則を整備する。このような基準は、競合事業者が必要な全てのネットワーク及び施設の提供、サービスの質及び修理や保守において支配的事業者が自分自身あるいはその関係会社への扱いと競合者への扱いを同等にするためのものである。<br>⑦支配的事業者が彼らの伝統的な独占的サービス以上の業務拡大を求めて入る場合、一つの市場における独占的地位を市場力を獲得するために濫用させない適切なセーフガード措置を遵守させるようにする。 | | | | 総務省 | |
| z0400105 | 電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立 | 5072 | 5072022 | 欧州委員会（EU） | 11 | 電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立 | | ローカルおよび／もしくは長距離有線市場および無線市場事業における指定事業者が、特に非競争的な行為や接続の防止に関して、同等な権利と義務を得ることができるようにするために、電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組みを確立する。まさしく支配的事業者の指定はすべてのサービス市場（長距離有線市場を含む）で技術的に中立に行われるようにすべきである。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定される特定の基準に基づくべきではない（移動体市場の場合のように）。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>1.4.情報社会<br><br>による。 | | 総務省 | |

様式１（全国）

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400106 | 電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入 | 電気通信事業法第38条<br>電気通信事業法第38条の２ | 電気通信事業法第38条の2により、加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークは、他事業者の事業展開上不可欠であり、利用者の利便性の増進の観点から極めて重要であることから、加入者回線の５０%以上を有する事業者のネットワークを第一種指定電気通信設備として指定し、接続約款の認可・公表、認可接続約款による接続協定の締結を義務付けている。 | d | - | 制度の現状と同じ | | | | | | 5073013 | オーストラリア | 11 |
| z0400107 | 電気通信事業における共同支配の概念の取込み | 電気通信事業法 | | — | — | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | — | — | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072024 | 欧州委員会（EU） | 11 |
| z0400108 | 電気通信事業の競争政策の促進 | 電気通信事業法 | | — | — | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | — | — | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072023 | 欧州委員会（EU） | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400106 | 電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入 | 5073 | 5073013 | オーストラリア | 11 | 電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入 | | 地域回線以外のボトルネック回線機能やサービスをアンバンドル化されれば、サービス提供における競争が高まる。日本も、バイヤーに対する、サービスの供給に関する特定の条件の規制を認める、サービス宣言の制度を導入すべきである。 | | NTTは、他の電気通信事業者に対して地域回線へのアクセスをアンバンドル化しているが、その他のボトルネック回線機能やサービスもアンバンドルする必要が有る。もし満足な商業上の取り決めが果たされなければ、バイヤーに提供される公表された標準的な条件でのサービス制度(declared service regime)も必要である。規制においては、その他の競争的なボトルネックが、地域回線や通話通信の問題を越えて有るかどうかの判断も必要である。規則は、ボトルネックが単に技術的なインターフェイスでなく、運用上のプロセスの問題でありうることも認識しなければならない。オーストラリアは、運営上のボトルネックに関する多くの問題解決のため、産業機関であるオーストラリア電気通信産業協議会（ACIF - http://www.acif.org.au）のような、産業界の協議や自主規制の機構を、適切に利用することを奨励している。<br>競争する事業者がエッセンシャル施設へアクセスできることは、自由な競争体制にとっての基本原則である。例えば、オーストラリアでは、競争推進の公的機関であるオーストラリア公正取引委員会により、サービスをエッセンシャルであると"宣言"(declaration) する制度がある。"宣言"されたサービスは、本質的にボトルネックや独占的なサービスで、それらにアクセス出来なければ、新たに参入する事業者は競争的なサービスを供給できないものである。これらのサービスがエッセンシャルと"宣言"されると、電気通信事業事業者やそのサービスを中継する電気通信事業事業者は、"宣言"されたサービスを求めている電気通信事業事業者やプロバイダーに供給する義務がある。 | | 総務省 | |
| z0400107 | 電気通信事業における共同支配の概念の取込み | 5072 | 5072024 | 欧州委員会（EU） | 11 | 電気通信事業における共同支配の概念の取込み | | 現在は改正電気通信事業法には含まれていないが、共同支配の概念も日本の規制枠組みにおいて考慮されるべきである。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>1.4.情報社会<br><br>による。 | | 総務省 | |
| z0400108 | 電気通信事業の競争政策の促進 | 5072 | 5072023 | 欧州委員会（EU） | 11 | 電気通信事業の競争政策の促進 | | 市場参入条件への影響をもつ事業者の指定は、規制的な義務が適用される以前に、とりわけ長距離および移動体市場において競争調査に従うべきである。関連するプロダクトマーケットの表示リストも発表されるべきである。電気通信市場の競争状況を検討する研究会が2002年9月に設置されたことは、この方向での最初のステップであると見受けられるが、逆に言えば、これはまた、長距離有線および無線市場における競争に関するこのような調査がこれまで確立されていなかったことを裏付けるものでもある。それゆえ、EUは、日本における現在の規制枠組みの基本的構造、およびその結果生ずる、NTT-CCを指定しないとする決定は、透明、客観的かつ非差別的条件に基づいていないと考える。<br>「市場の失敗」を是正するためのあらゆる手段が、あらゆる関連市場における支配的事業者を律する法によって、利用できるようにすべきである。また、この点に関して、法はあらかじめテクノロジーによる差別をしてはならない。「市場の失敗」を是正するための規制政策はこのような「失敗」に実質的に対応すべきである。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>1.4.情報社会<br><br>による。 | | 総務省 | |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400109 | 電気通信市場における競争政策の推進（CPS制度とNP制度の普及促進） | | | d | - | 優先接続については2001年5月より、サービスが開始され、利用者は自由に事業者を選択できるようになっている。優先接続導入以前は3分9～10円であった市内通話料金も、導入後の競争の進展により3分7．5円～8．2円まで引き下げられた。<br>固定の番号ポータビリティも2001年3月より既にサービスを開始しているところである。 | | | | | | 5073014 | オーストラリア | 11 |
| z0400109 | （上記の続き）<br>電気通信市場における競争政策の推進（CPS制度とNP制度の普及促進） | | | b | - | 携帯電話の番号ポータビリティについては、現在、「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」において検討中である。<br>実施時期については、仮に今年度中に方針が決定されたとしても、電気通信事業者の設備の改修が必要となり、平成17年度以降の実施になることが想定される。 | | 実施時期について、当会議としては、制度整備をもって「実施」と考えている。<br>この点を踏まえ、実施時期を「平成16年度中に措置」とできないか、改めて検討されたい。 | b | - | 携帯電話の番号ポータビィリティについては、現在「携帯電話の番号ポータビィリティの在り方に関する研究会」において検討中である。仮に導入の方針が決定されたとしても、その後、制度面の具体的検討、必要に応じ制度改正のための諸手続が必要であり、現時点で「平成16年度中に措置」と確定することは困難 | 5073014 | オーストラリア | 12 |
| z0400110 | 電気通信に係る規制機関の独立性の担保 | | | e | Ⅰ | WTO/GATS参照文書において規定される電気通信事業者からの独立性の確保については、総務省はいかなる電気通信事業者からも完全に分離されており、既に実施済みである。<br>規制機関の在り方については、各国の統治制度や市場実態に応じて公正競争促進の観点から最適と思われる制度を各国の責任において採用すべきである。また情報通信は、技術革新が激しく、国家戦略的対応が強く求められる分野であることから、その行政組織は「政策機能」と「規制機能」を、お互いのフィードバックにより機動的・戦略的・総合的に遂行できる両機能が一体となった組織が最適。<br>我が国の情報通信分野の現状をみると、現体制の下で、ブロードバンド化、料金低廉化に大きな成果をあげており、行政がどのような組織形態を採用するかということよりも、どのように政策において実績をあげていくかが重要であると考える。 | | | | | | 5073015 | オーストラリア | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400109 | 電気通信市場における競争政策の推進（CPS制度とNP制度の普及促進） | 5073 | 5073014 | オーストラリア | 11 | 電気通信市場における競争政策の推進（CPS制度とNP制度の普及促進） | | オーストラリア政府は、日本が、CPSとNPが更なる競争の促進を通じて、消費者、ビジネス、日本経済などにもたらす利益を認識し、両方の方式を日本で確実に普及させることを要望する。 | | 電気通信市場における競争拡大を図るための主要な前提条件の一つは、消費者に負担をかけずに、消費者の能力で選択できるがことである。従って、固定と携帯の両方での電話会社事前登録制（優先接続：CPS）と電話番号の移動が可能な制度(Number Portability: NP)の二つの主要な選択がある。CPSによって、消費者は夫々のニーズに最も適した通信サービスの利用が可能になる。このサービスは現在日本では「マイライン」サービスとして提供されている。NPも、多くの費用や不便 なしに、消費者が電話会社を変更することが出来るので、同様に重要である。NPは、事業者が製品のマーケット・シェアを競うので、競争の促進と、革新の増進や製品の発達をもたらす。 | | 総務省 | |
| z0400109 | （上記の続き）<br>電気通信市場における競争政策の推進（CPS制度とNP制度の普及促進） | 5073 | 5073014 | オーストラリア | 12 | （上記の続き）<br>電気通信市場における競争政策の推進（CPS制度とNP制度の普及促進） | | | | | | 総務省 | |
| z0400110 | 電気通信に係る規制機関の独立性の担保 | 5073 | 5073015 | オーストラリア | 11 | 電気通信に係る規制機関の独立性の担保 | | 日本は、電気通信に責任のある規制当局が、公平かつ迅速に行動できるように法的な責任を持ち、法的にも機構的にも確実に独立するべきである。 | | 市場参入を援助し、競争と末端消費者の利益を保護するための独立した電気通信機関は、他の市場で電気通信部門の促進に成功した場合の主要な要点になっている。事実、国際電気通信連合(ITU)の「世界電気通信開発報告；テレコムの再発見2002年」(World Telecommunications Development Report; Reinventing Telecoms 2002)は、民営化、競争および独立した規制を改革の3つの基本的要素として挙げている。<br>日本では、電気通信の政策と規制機能の両方が総務省の責任になっている。最近の改革によって日本市場はある程度開放されてはきたが、今でも総務省が国内の電気通信市場を厳しく規制し、NTT(東と西）や KDDI、日本テレコム、ドコモのような既存の電気通信事業者が市場で支配的な存在を可能にさせているので、潜在的に規制プロセスは政治的になる。ほとんどのOECD加盟国は独立した規制機関が電気通信分野の競争を促し、確かなものにする最も有効的手段であると考えている。無差別で透明なプロセスを確保するためには、完全に独立した規制機関が必要である。日本では、サービスの提供は政策の促進や規制から分離しているが、規制部門が政策部門から独立して運用する能力は明らかでない。このことは公正についての疑問を提起する。<br>WTOリファレンス・パーパーの 5条には、 規制機関はあらゆる基本電気通信サービスの供給者から独立し、それらに対し説明責任が無いとう義務原則を設定している。規制機関による決定や行使される手続は市場に参加する全ての事業者に対し公平でなければならない。 | | 総務省 | |

**全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答**

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400111 | 電気通信分野に係る規制の緩和 | ①について<br>日本電信電話株式会社等に関する法律 | ①について<br>NTT持株会社及びNTT東西に対しては、ユニバーサルサービスの提供等公共的責務の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、日本電信電話株式会社等に関する法律により、<br>・政府による株式の保有義務<br>・外資規制<br>・役員等の選解任の決議の認可<br>・事業計画の認可<br>等の規制を課している。 | d | I | ①について<br>NTT法による規律は、NTT持株会社及びNTT東西によるユニバーサルサービスの提供や基盤的研究開発等公共的責務の適正かつ確実な遂行を確保するためのものであり、NTTの経営に介入することを目的とするものではない。<br>したがって、これらの規律の在り方については、ユニバーサルサービスの提供や基盤的研究開発の推進及びその成果の普及に問題が生じないか等について十分検証した上で検討するべきものであり、現段階で廃止することは適当でないと認識。 | | | | | | 5074001 | カナダ | 11 |
| z0400111 | （上記の続き）<br>電気通信分野に係る規制の緩和 | （上記の続き）<br>②について<br>日本電信電話株式会社等に関する法律<br>附則第16条第1項 | （上記の続き）<br>②について<br>NTT東は、平成15年度及び16年度における、NTT東の特定接続料とNTT西の特定接続料が同等の水準となることを確保するため、NTT西に対し、NTT西の接続の業務に要する費用の一部に充てるものとして、接続料に係る原価と実際の接続料収入との差額を基に算定した額の金銭を交付する。 | d | I | （上記の続き）<br>②について<br>NTT東西間の金銭交付制度は、相互の補助金に該当するものではなく、NTT東西の接続料を均一とした場合、NTT東は原価を上回る接続料収入を得ることとなる一方、NTT西は原価を下回る接続料収入しか得られなくなることから、NTT東西双方の経営状況を適正に反映するとともに、競争中立性を担保し、NTT東西間の適正な競争に資するために導入することが必要なものである。 | | | | | | 5074001 | カナダ | 12 |
| z0400111 | （上記の続き）<br>電気通信分野に係る規制の緩和 | （上記の続き）<br>③について<br>電気通信事業法<br>第37条の2、第37条の3 | （上記の続き）<br>③について<br>・市場支配的な電気通信事業者は、下記の行為をしてはならず、総務大臣が下記に違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止または変更を命ずることができる。<br>1. 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること<br>2. その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱をし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な扱いをし、若しくは不利益を与えること。<br>3. 他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉すること。<br>4. その他、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による反競争的行為等<br>・上記に違反した場合には、罰則が課される。 | d | I | （上記の続き）<br>③について<br>現行の電気通信事業法においても、既に市場支配的な事業者の反競争的行為に対して変更・停止命令を発出することが可能であり、仮に当該命令に違反した場合には、罰則が課されることとなる。 | | | | | | 5074001 | カナダ | 13 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400111 | 電気通信分野に係る規制の緩和 | 5074 | 5074001 | カナダ | 11 | 電気通信分野に係る規制の緩和 |  | ①法律により通信規制当局に通信事業者からの完全な独立を保証し、日本の通信市場の競争力を高めるため公　平性を確保する。NTTと他の通信業者に対して公平な規制措置を実施し、新たに改正された 電気通信事業法」(2003)に沿って規制する。それゆえ、改正法の恩恵をすべての通信事業者に等しく、かつ当局の介入を受けずに行き渡らせるためにNTT法を撤廃する。<br>②相互接続料金を真にコストに基づいたものにするために相互の補助金を撤廃する。現行のNTT東西間のコスト均等化のシステムは、両者の相互補助慣行を促し、通信業界の真の競争を阻害する結果になっています。<br>③市場の明確な競争と自由な市場参入を許容するために、 顕著な市場支配力を持つ)支配的通信事業者による非支配的通信事業者やローカルな通信事業者に対する力の乱用の回避を可能にする、非対称的かつ均衡のとれた原則を日本の規制の枠組みの中に確立し、適用する。 |  | カナダは、日本において昨年通信規制の分野で見られた進展を評価し、特に2003年に改正され、2004年春に施行される予定の新しい 電気通信事業法」を歓迎しています。特に、個々の業務の料金届出義務を撤廃したことは、通信分野での日本の競争力を向上させる重要なステップです。<br><br>しかし、カナダ政府の見解では、日本の電気通信分野に対するカナダの投資にとって真に妨げとなっていると思われる、ある種の規制の仕組みが残っています。具体的には、料金設定の認可過程の透明性の向上、規制当局者と通信業者の更なる分離、効率的な市場参入を妨げている障壁の撤廃をカナダは望んでいます。また、カナダはNTTの今回の相互接続料金値上げや、それに対して本年 7月に即座に総務省が認可したことに対して懸念を抱いています。相互接続に関する諸条件の設定は業者間に差別があってはならず、事業の障壁となってはなりません。 |  | 総務省 |  |
| z0400111 | (上記の続き)<br>電気通信分野に係る規制の緩和 | 5074 | 5074001 | カナダ | 12 | (上記の続き)<br>電気通信分野に係る規制の緩和 |  |  |  |  |  | 総務省 |  |
| z0400111 | (上記の続き)<br>電気通信分野に係る規制の緩和 | 5074 | 5074001 | カナダ | 13 | (上記の続き)<br>電気通信分野に係る規制の緩和 |  |  |  |  |  | 総務省 |  |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400112 | 日米電気通信作業部会の運営に係る提案 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むIT部分については同年11月10･11日に第一回IT作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071008 | 米国 | 11 |
| z0400113 | 国際基準との整合化の推進 | | | － | － | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 | | 日・EU規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072055 | 欧州委員会（EU） | 11 |
| z0400114 | 外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示 | | | － | － | 本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。 | | 日・EU規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日EU規制改革対話については、2003年11月13～14日に開催された日EU規制改革対話東京会合において要望書が交換され、本項目を含む電気通信部分について、意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日EU間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望については、2004年2月20日に開催される日EU規制改革対話ブラッセル会合における対話を経た後、5月頃に相互に交換される書面回答に現状や措置が詳しく記述されるところである。この書面回答の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解頂きたい。 | 5072056 | 欧州委員会（EU） | 11 |
| z0400115 | IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むIT部分については同年11月10･11日に第一回IT作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071013 | 米国 | 11 |

様式１（全国）

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400112 | 日米電気通信作業部会の運営に係る提案 | 5071 | 5071008 | 米国 | 11 | 日米電気通信作業部会の運営に係る提案 | | 米国は、可能であるならゲストスピーカーとして政府及び民間から専門家を招待してその見解を分け合い、作業部会がその対話を強化することを提案する。 | | 「e－JapanⅡ」において日本は電波認証（RFID）やワイヤレスLANなどの台頭しつつある無線技術が「ユビキタスネットワーク社会」においてそれぞれが特別な役割を担っているであろうことを認識している。日米電気通信作業部会は両国の経験について見解を交換し、台頭しつつある先進無線技術の拡大と利用へ貢献する市場ベースのアプローチを認定し、両国の規制過程の相互理解を促進できる時機を得た機会を提供する。 | | 総務省 | |
| z0400113 | 国際基準との整合化の推進 | 5072 | 5072055 | 欧州委員会（EU） | 11 | 国際基準との整合化の推進 | | 日本の関係省庁が規制手続きを簡素化し、より多くの国際基準および性能規格を参照し、適合評価機関承認の基準について、（外国の試験・検査機関の無差別化を含み）ISO/IEC 基準と慣行との調和を図ることを要望する。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>2.2.1.国際基準の促進／外国試験・検査機関の承認<br><br>による。 | | 総務省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>経済産業省<br>国土交通省 | |
| z0400114 | 外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示 | 5072 | 5072056 | 欧州委員会（EU） | 11 | 外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示 | | 外国の適合評価機関の指定を認めているすべての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、承認・指定に関する日本の基準と該当するISO/IEC基準を対応する形でリストにまとめ、ISO/IEC基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにされたい。そのような重要な情報が確実に公表されるひとつの方法は、日本政府が、(i)所轄大臣が外国の適合評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、(ii)適合評価機関の承認に適応される基準、(iii)当該基準のISO/IEC基準／ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースを作成することであろう。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>2.2.1.国際基準の促進／外国試験・検査機関の承認<br><br>による。 | | 総務省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>経済産業省<br>国土交通省 | |
| z0400115 | IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開 | 5071 | 5071013 | 米国 | 11 | IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開 | | IT促進のための特区及び電子教育活用のための教育特区を作る現在の規制緩和措置を適切に全国的に拡大し恒久化する。 | | 電子商取引を促進させることは「e－Japan重点計画－2003」における日本の優先政策の一つである。日本は電子取引におけるインターネットの利用を促進する環境を成功裡に育成させてきた。しかしながら、電子商取引の成長を阻害する法的及びその他の障壁が未だ存在している。さらに、日本が2003年重点計画の下、医療や金融分野などの主要な分野においてITの利用を促進しはじめているが、その実行を成功させるためには過度の規制を避けるとともに、透明で意味あるパブリック・コメント機会が必要である。日本の重点計画に沿って、米国は日本政府に左記のことを要請する | | 総務省<br>文部科学省 | |

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400116 | デジタル・コンテンツの保護の強化 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むⅡ部分については同年11月10・11日に第一回Ⅱ作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071018 | 米国 | 11 |
| z0400117 | 郵貯・簡保の見直し | 該当法令等なし | 郵便貯金事業は郵便貯金法等及び日本郵政公社法に基づき、また簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。 | e | － | 郵便貯金及び簡易保険のあり方やその金融サービスの提供については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。なお本件要望に関する状況等を説明すれば、以下の通りである。<br>・郵便貯金・簡易保険の商品開発等は、規制の設定・改廃にあたるものではなく、したがってパブリック・コメント手続きの対象にならないが、簡保商品及び日本郵政公社による元金無保証型の商品の窓口販売又は元売りに関連する法律改正を国会に求める提案の作成に関し、広く一般に情報を提供することの重要性を認識するとともに、民間利害関係者に対し、要請に基づき、総務省職員と意見交換を行う機会を与えることとなっている。<br>・また郵便貯金・簡易保険の商品開発等を行うための法律改正は、民意を反映する国会の場での議論を経て、国民の民主的コントロールの下で決定されているものであり、透明性に欠けることはない。<br>・なお郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。 | - | 異なった経営主体が事業を行う際に存在する公的助成などの競争条件の格差解消についても、これを規制改革の一環と位置付け、その積極的な推進を図る必要があり、郵便貯金・簡易保険のあり方は官製市場の見直しという規制改革の問題である。<br>日本郵政公社の郵便貯金事業・簡易保険事業と民間金融機関・生命保険会社との競争条件の同一化を図ること等は規制改革の一環と位置づけられるべきものであり、競争条件の同一化が図られない間は、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、郵便貯金・簡易保険の商品種類の拡充、商品改定等更なる業務範囲の拡大を禁止する等の早急な対策が必要であることを踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。 | e | － | 総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第2次答申において、株式会社の参入が原則禁止されている医療、福祉、教育、農業の4分野など公的関与の強い事業分野を「官製市場」と呼んでいる。その意味で、郵便貯金、簡易生命保険を含む金融市場は会社の自由な参入が認められている市場であり、強い公的関与があるわけではない。従って、郵便貯金、簡易生命保険の在り方は「官製市場」の問題とはなりえない。<br>なお、郵貯・簡保は、小口個人を対象として、全国あまねく公平に基礎的な金融サービスを提供する事業として、預金保険料等を負担していない一方で、<br>① 不採算地域における店舗配置義務<br>② 取扱コストのかかる小口個人に限定（預入限度額1,000万円）<br>などの制約を負っている。<br>そのように、官民それぞれの役割に応じ、政策的な観点から事業の性格に応じた制度とされているものであり、郵貯・簡保と、民間金融機関はトータルとしてバランスがとれていると考えている。<br>いずれにせよ、郵政事業の民営化については、現在政府の経済財政諮問会議等において検討しているところであり、当省の見解は当初回答通り。 | 5071081 | 米国 | 11 |
| z0400117 | （上記の続き）<br>郵貯・簡保の見直し | | | | | | | | | | | 5071081 | 米国 | 12 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400116 | デジタル・コンテンツの保護の強化 | 5071 | 5071018 | 米国 | 11 | デジタル・コンテンツの保護の強化 | | ・以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を妨げるため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく:<br>①全ての政府機関及び公的機関が著作権侵害によって複写された作品あるいは政府支援のIT資源においてその他の付随行為の蓄積や発信を効果的に防止し、罰することを確保する措置をとる。<br>②プロバイダー責任規則等のデジタルコンテンツの著作権侵害を防止する現在の措置を必要に応じてモニターし強化する。<br>③日本政府が「一時的蓄積」を認識する公的声明を公表することは、一時的複製の保護の範囲を明確にし、権利保有者へ明確な指針を示す。<br>④技術的保護措置を強化する。<br>・いかなるデジタル権利管理システムも市場主導で、政府によって強制されるものでないことを保証する。 | | 日本は日本経済を活性化するためにITとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する | | 総務省<br>文部科学省 | |
| z0400117 | 郵貯・簡保の見直し | 5071 | 5071081 | 米国 | 11 | 郵貯・簡保の見直し | | 郵便金融機関(郵便貯金「郵貯」、簡易保険「簡保」)が日本の金融市場の効率的な運営に与える影響について経団連、その他の機関が表明している懸念を、米国政府は引き続き共有する。<br>①透明性:簡保商品および日本郵政公社による元本無保証型の「郵貯」投資商品の開発及び販売に係る法律の改正案の策定につき、米国政府は、総務省が、関連分野における民間活動に影響を及ぼしうるあらゆる面について、一般市民(外国保険会社も含む)への十分な情報提供および意見の収集を行う手段を講じることを要請する。それは、保険業界や他の民間関係機関(国内外を含む)が、以下の事項に関し、意見を述べ、また総務省の職員と意見交換する有意義な機会を提供する事を含む。<br>1)国会提出前の総務省のプランや法案。<br>2)パブリックコメント手続きの最大限の活用と実施を伴う実施段階前のガイドライン案や他の規制措置。<br>②拡大抑制:米国は日本に対し、郵便金融機関(簡保と郵貯)が民間が提供できるいかなる新規の保険商品の引き受け、或いは新規の元本無保証の投資商品を提供することを、これらの金融機関が享受してきた競争上の利点が取り除かれるまでは、禁ずることを求める。そのために、米国は日本政府に対し、新規の商品に関し、1994年の日米保険協定に規定されている新規商品の検討び認可手続に関する日本の約束を再確認するよう要請する。 | | | | 総務省 | |
| z0400117 | (上記の続き)<br>郵貯・簡保の見直し | 5071 | 5071081 | 米国 | 12 | (上記の続き)<br>郵貯・簡保の見直し | | (上記の続き)<br>③同一スタンダード:米国は日本に対し、郵便金融機関と民間の競合会社間の公正な競争確保のため、郵便金融機関に民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準、及び規制監視を適用することを提言する。<br>④民営化:米国政府は、2007年4月の郵政民営化を目標に、小泉首相が竹中経済財政金融担当大臣に、簡保、郵貯を含む郵政３事業の民営化プランを、2004年秋までに作成するよう指示したことを特筆する。現行制度のいかなる変更も日本の広範な保険市場における競争及びその効果的な運営に重要な影響を与えるため、民営化に関するすべての意志決定及び実施についてはオープンで透明性のある方法で行われることが重要である。これには、上記V－Aに述べられているものと同様の措置が含まれる。 | | | | 総務省 | |

様式１（全国）

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400118 | 郵便貯金の見直し | 該当法令等なし | 郵便貯金事業は郵便貯金法等及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。 | e | － | 郵便貯金のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。なお本件要望に関する状況等を説明すれば、以下の通りである。<br>・郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。 | - | 異なった経営主体が事業を行う際に存在する公的助成などの競争条件の格差解消についても、これを規制改革の一環と位置付け、その積極的な推進を図る必要があり、郵便貯金のあり方は官製市場の見直しという規制改革の問題である。<br>日本郵政公社の郵便貯金事業と民間金融機関との競争条件の同一化を図ること等は規制改革の一環と位置づけられるべきものであり、競争条件の同一化が図られない間は、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、郵便貯金の商品種類の拡充、商品改定等更なる業務範囲の拡大を禁止する等の早急な対策が必要であることを踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。 | e | － | 総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第２次答申において、株式会社の参入が原則禁止されている医療、福祉、教育、農業の４分野など公的関与の強い事業分野を「官製市場」と呼んでいる。その意味で、郵便貯金を含む金融市場は会社の自由な参入が認められている市場であり、強い公的関与があるわけではない。従って、郵便貯金の在り方は「官製市場」の問題とはなりえない。<br>なお、郵貯は、小口個人を対象として、全国あまねく公平に基礎的な金融サービスを提供する事業として、預金保険料等を負担していない一方で、<br>① 不採算地域における店舗配置義務<br>② 取扱コストのかかる小口個人に限定（預入限度額1,000万円）<br>などの制約を負っている。<br>そのように、官民それぞれの役割に応じ、政策的な観点から事業の性格に応じた制度とされているものであり、郵貯と民間金融機関はトータルとしてバランスがとれていると考えている。<br>いずれにせよ、郵政事業の民営化については、現在政府の経済財政諮問会議等において検討しているところであり、当省の見解は当初回答通り。 | 5021169 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400119 | 郵貯・簡保資金への投資顧問アクセスに関する透明性、公平性の確保 | 該当法令等なし | 郵便貯金事業は郵便貯金法等及び日本郵政公社法に基づき、また簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。 | e | － | 日本郵政公社が行う投資顧問会社の選定は、民間企業に対する「規制」ではないことから、本件は規制緩和要望の対象となるものではないと考えている。なお、公社においては、投資顧問会社を公募により選定しているところと聞いている。 | - | 公募による選定の内容について、改めて詳細に示されたい。 | e | － | 2003年11月10日、日本郵政公社は、投資顧問会社の募集に関する報道発表を行っており、公募により選定しているところ。<br>なお、具体的な採用基準については、別添のとおり。 | 5072036 | 欧州委員会（EU） | 11 |
| z0400120 | 郵便分野における規制当局の独立性の確保 | 該当法令等なし | 平成13年1月から総務省の外局（郵政事業庁）が担ってきた郵便事業は、平成15年4月より、国とは別の法人格を有する主体として新たに設立された日本郵政公社が担うこととなり、これにより、郵便分野における事業体と規制当局（総務省郵政行政局）とは、組織的に完全に独立することとなった。 | e | - | 規制体である国とは別の法人格を有する主体として、事業体である日本郵政公社が平成15年4月に設立されており、郵便分野における規制当局の独立性は確保されているものと考える。<br>また、利害相反を避けるため、政府における郵便サービス市場の規制の役割と、事業体に対する所有の権利とを明確に分離すべきとの指摘があるが、この点については、日本郵政公社に対する出資の権利を財務省が保有する一方で、総務省が郵便サービス市場の規制の役割を担っており、指摘は当たらないもの。 | - | 人事交流、情報の遮断等の観点も含め、改めて詳細に示されたい。 | e | － | 人事交流については、規制体でありかつ郵政事業に関する制度の企画立案を行う総務省と、その実施機能を担う事業体としての日本郵政公社との間では、十分な意思疎通の確保が必要であるとの観点から人事交流が行われているが、これは、公社監督の中立性が確保される最小限のものに限定されている。<br>また、総務省が郵便事業に関する制度の企画立案を行う上で、公社から情報の提供を受けているが、これについても、制度の企画立案を行う上での必要不可欠な範囲内のものと考える。<br>以上から、郵便分野における規制当局の独立性は、人事交流、情報の遮断の観点からも、確保されているものと考える。 | 5072038 | 欧州委員会（EU） | 11 |

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | （別表番号） | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他（特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400118 | 郵便貯金の見直し | 5021 | 5021169 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 郵便貯金の見直し | | 「民間にできることは民間に委ねる」との行政改革の基本原則に則り、国民経済的観点から、廃止もしくは民間金融機関との間の公平・公正な競争条件を確保したうえでの分割・民営化による抜本的な改革を行うべきである。また、少なくとも公社形態である間は、業務範囲の拡大を凍結すべきである。 | | 日本郵政公社が発足したが、国家保証や各種税負担の免除といった「官業ゆえの恩典」が温存される等、郵貯事業がこれまで抱えてきた問題点は解消されているとは言い難い。むしろ民間金融機関とのイコールフッティングが確保されないなかで、経営の自由度だけが拡大する歪んだ仕組みとなっている。 | 日本郵政公社法<br>郵便貯金法 | 総務省 | 日本郵政公社に移行された郵便貯金業務は、「少額貯蓄手段の提供」との制度本来の目的を逸脱して肥大化している。また、納税義務免除等の「官業ゆえの特典」を有し、民間金融機関との公正な競争条件は確保されていない。こうした巨額の資金が市場原理の枠の外に置かれていることで、我が国の効率的な金融市場の発展が阻害されている。 |
| z0400119 | 郵貯・簡保資金への投資顧問アクセスに関する透明性、公平性の確保 | 5072 | 5072036 | 欧州委員会（EU） | 11 | 郵貯・簡保資金への投資顧問アクセスに関する透明性、公平性の確保 | | 郵貯・簡保資金の投資一任運用に対する投資顧問のアクセスに関する運用規則はオープンで透明な競争入札を可能とするようなものでなくてはならず、すべての関係者に向けたパブリックコメント手続きを事前に実施すべきである。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br>1.5.3.金融サービス／資産運用<br>による。 | | 総務省 | |
| z0400120 | 郵便分野における規制当局の独立性の確保 | 5072 | 5072038 | 欧州委員会（EU） | 11 | 郵便分野における規制当局の独立性の確保 | | 現行の郵便分野の改革に関し、日本政府は規制当局の独立性の確保を目指すべきである。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br>1.6.郵便サービス<br>による。 | | 総務省 | |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400121 | 信書の範囲の縮小 | 郵便法第5条第2項～第4項<br>信書に該当する文書に関する指針 | 日本郵政公社及び信書便事業の許可を受けた者以外は、他人の信書の送達を業とすることができないこととされている。<br>信書については、郵便法に規定されている信書の定義に基づき、信書に該当する文書を分かりやすく示すために信書に該当する文書に関する指針を定め、公表している。<br>この指針では、ダイレクトメールについて、文書自体に個々の受取人が記載されている場合、商品の購入等の利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている場合は、信書に該当するとしている。<br>一方、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシ、専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなものについては、信書に該当しないとしているところ。 | c、e | － | 国民の基本的通信手段である信書の送達については、信書の秘密を保護するとともに、全国あまねく公平なサービスの提供を確保することが重要であるが、その事業はクリームスキミング（例えば、採算性の高い大口利用者のみを対象とするいいとこどり）に極めて脆弱な性格を有しているため、日本郵政公社又は信書便事業の許可を受けた者以外が行うことはできないこととしているもの。<br>信書については、これまでの判例によって確立されてきた信書に関する概念に基づき、郵便法に定義規定を設け、さらに、この定義規定に基づき信書に該当する文書を分かりやすく示すために「信書に該当する文書に関する指針」を定め、公表しているところであり、信書に該当するかどうかについては、これらに基づき判断されるべきもの。<br>したがって、日本郵政公社又は信書便事業の許可を受けた者以外が、信書に該当するダイレクトメールなどを送達することは、信書送達に関するユニバーサルサービスの確保の観点から認められない。<br>なお、指針においては、ダイレクトメールのうち、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシ、専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなものについては、信書に該当しないとしているところであり、これら信書に該当しないダイレクトメールの送達までをも禁止しているものではない。 | - | | | | | 5116009 | 中間法人 | 11 |
| z0400122 | 信書便事業に係る規制の見直し | 該当法令等なし | 「民間事業者による信書の送達に関する法律」は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じることにより、信書の送達の役務のあまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的として、平成15年4月1日に施行。<br>全国全面参入型の一般信書便事業と特定サービス型の特定信書便事業があり、平成15年12月現在、特定信書便分野について21社が許可を受けている。 | e | - | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日）によれば、信書便サービスの役務に関する義務と要件を定めるものとして郵便法施行規則第24条第2項を問題としているが、同項は郵政公社が郵便差出箱をあまねく全国に設置することを定めるものであって、信書便事業者に対して課せられる参入条件ではなく、事実誤認である。<br>また、本件については、日・EU規制改革対話東京会合（11月14日）の場において当方より説明を行い、EU側からはその際、反論はなかったところである。<br>なお、一般信書便事業者については、一定の信書便差出箱を全国に設置すること等の参入要件を定めているが、これらの要件は、クリームスキミング（いいとこどり）を防止し、ユニバーサルサービスを確保する上で必要と考えているところ。 | － | | | | | 5072039 | 欧州委員会（EU） | 11 |
| z0400124 | 簡易保険の見直し | 該当法令等なし | 簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。 | e | － | 簡易保険のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。<br>なお、郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。 | － | 異なった経営主体が事業を行う際に存在する公的助成などの競争条件の格差解消についても、これを規制改革の一環と位置付け、その積極的な推進を図る必要があり、簡易保険のあり方は官製市場の見直しという規制改革の問題である。<br>日本郵政公社の簡易保険事業と生命保険会社との競争条件の同一化を図ること等は規制改革の一環と位置づけられるべきものであり、競争条件の同一化が図られない間は、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、簡易保険の商品種類の拡充、商品改定等更なる業務範囲の拡大を禁止する等の早急な対策が必要であることを踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。 | e | － | 総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第2次答申において、株式会社の参入が原則禁止されている医療、福祉、教育、農業の4分野など公的関与の強い事業分野を「官製市場」と呼んでいる。その意味で、簡易生命保険を含む生命保険市場は株式会社の自由な参入が認められている市場であり、強い公的関与があるわけではない。従って、簡易生命保険の在り方は「官製市場」の問題とはなりえない。<br>なお、簡易保険は、小口を対象として、全国あまねく基礎的な保障サービスを提供する事業として、生命保険契約者保護機構への拠出金等を負担していない一方で、<br>① 不採算地域における店舗配置義務<br>② 取扱コストのかかる小口に限定（加入限度額1,000万円）<br>などの制約を負っている。<br>そのように、官民それぞれの役割に応じ、政策的な観点から事業の性格に応じた制度とされているものであり、簡易保険と、民間生命保険会社はトータルとしてバランスがとれていると考えている。<br>いずれにせよ、郵政事業の民営化については、現在政府の経済財政諮問会議等において検討しているところであり、当省の見解は当初回答のとおり。 | 5021170 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400121 | 信書の範囲の縮小 | 5116 | 5116009 | 中間法人 | 11 | 信書の範囲の縮小 | | ダイレクトメールなど、内容の秘匿の必要性が高くないと見られるものについては、信書の対象から外しても良いのではないか。 | | 信書の精神は、確実な配送と秘匿性の高い内容の漏洩回避と思われるが、カードが信書の対象から外れている状況で、ダイレクトメールが依然信書であるのは不自然。<br>ダイレクトメール市場は大きく、これがオープンとなれば、新たなベンチャー市場としても期待できる。 | 民間事業者による信書の送達に関する法律 2条<br>郵便法 5条 | 総務省 | Mainichi INTERACTIVE |
| z0400122 | 信書便事業に係る規制の見直し | 5072 | 5072039 | 欧州委員会（EU） | 11 | 信書便事業に係る規制の見直し | | 信書便サービスの役務に関する義務と要件は、新規参入者による有効競争を可能にする方向に設定すべきである。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>1.6.郵便サービス<br><br>による。 | | 総務省 | |
| z0400124 | 簡易保険の見直し | 5021 | 5021170 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 簡易保険の見直し | | （1）郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するために必要な措置を講じるべきである。<br>（2）本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、新契約業務を取りやめ、既契約維持管理業務に特化して段階的に縮小・廃止すべきである。<br>（3）仮に将来的にも簡保事業を継続するのであれば、官業としての特典を全廃し、民間生命保険会社との間で競争条件を完全に同一化したうえで民営化を行う。その際、契約者保護の観点等から、簡保事業を既契約維持管理を行う法人と新契約募集を行う法人に分離すべきである。 | | 簡易保険は国の保証を背景に、民業の補完という本来の趣旨を逸脱して肥大化を続けており、健全な生命保険市場、及び効率的な金融市場の形成の阻害、潜在的な国民負担の発生といった弊害を発生させている。 | 日本郵政公社法<br>簡易生命保険法 | 総務省 | 郵政公社では、①保険金等の支払いの国家保証、②保険、貯金、郵便の三事業兼営、③諸税の納付免除、といった、民間生保に無い事業特典が存置されており、民間生保に対して著しく競争条件が有利な状況になっている。 |

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400124 | 簡易保険の見直し | 該当法令等なし | 簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。 | e | － | 簡易保険のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。<br>なお、郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。 | － | 異なった経営主体が事業を行う際に存在する公的助成などの競争条件の格差解消についても、これを規制改革の一環と位置付け、その積極的な推進を図る必要があり、簡易保険のあり方は官製市場の見直しという規制改革の問題である。<br>日本郵政公社の簡易保険事業と生命保険会社との競争条件の同一化を図ること等は規制改革の一環と位置づけられるべきものであり、競争条件の同一化が図られない間は、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、簡易保険の商品種類の拡充、商品改定等更なる業務範囲の拡大を禁止する等の早急な対策が必要であることを踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。 | e | － | 総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第2次答申において、株式会社の参入が原則禁止されている医療、福祉、教育、農業の4分野など公的関与の強い事業分野を「官製市場」と呼んでいる。その意味で、簡易生命保険を含む生命保険市場は株式会社の自由な参入が認められている市場であり、強い公的関与があるわけではない。従って、簡易生命保険の在り方は「官製市場」の問題とはなりえない。<br>なお、簡易保険は、小口を対象として、全国あまねく基礎的な保障サービスを提供する事業として、生命保険契約者保護機構への拠出金等を負担していない一方で、<br>① 不採算地域における店舗配置義務<br>② 取扱コストのかかる小口に限定（加入限度額1,000万円）<br>などの制約を負っている。<br>そのように、官民それぞれの役割に応じ、政策的な観点から事業の性格に応じた制度とされているものであり、簡易保険と、民間生命保険会社はトータルとしてバランスがとれていると考えている。<br>いずれにせよ、郵政事業の民営化については、現在政府の経済財政諮問会議等において検討しているところであり、当省の見解は当初回答のとおり。 | 5082006 | 社団法人生命保険協会 | 11 |
| z0400125 | 簡保と民間生命保険とのイコールフィッティングの確立、及び簡保による民間市場侵食の抑制 | 該当法令等なし | 簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。 | e | － | 簡易保険のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。<br>郵便貯金・簡易保険の商品開発等は、規制の設定・改廃にあたるものではなく、したがってパブリック・コメント手続きの対象にならないが、簡保商品の法律改正を国会に求める提案の作成に関し、広く一般に情報を提供することの重要性を認識するとともに、民間利害関係者に対し、要請に基づき、総務省職員と意見交換を行う機会を与えることとなっている。<br>なお、郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。 | － | 異なった経営主体が事業を行う際に存在する公的助成などの競争条件の格差解消についても、これを規制改革の一環と位置付け、その積極的な推進を図る必要があり、簡易保険のあり方は官製市場の見直しという規制改革の問題である。<br>日本郵政公社の簡易保険事業と生命保険会社との競争条件の同一化を図ること等は規制改革の一環と位置づけられるべきものであり、競争条件の同一化が図られない間は、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、簡易保険の商品種類の拡充、商品改定等更なる業務範囲の拡大を禁止する等の早急な対策が必要であることを踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。 | e | － | 総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第2次答申において、株式会社の参入が原則禁止されている医療、福祉、教育、農業の4分野など公的関与の強い事業分野を「官製市場」と呼んでいる。その意味で、簡易生命保険を含む生命保険市場は株式会社の自由な参入が認められている市場であり、強い公的関与があるわけではない。従って、簡易生命保険の在り方は「官製市場」の問題とはなりえない。<br>なお、簡易保険は、小口を対象として、全国あまねく基礎的な保障サービスを提供する事業として、生命保険契約者保護機構への拠出金等を負担していない一方で、<br>① 不採算地域における店舗配置義務<br>② 取扱コストのかかる小口に限定（加入限度額1,000万円）<br>などの制約を負っている。<br>そのように、官民それぞれの役割に応じ、政策的な観点から事業の性格に応じた制度とされているものであり、簡易保険と、民間生命保険会社はトータルとしてバランスがとれていると考えている。<br>いずれにせよ、郵政事業の民営化については、現在政府の経済財政諮問会議等において検討しているところであり、当省の見解は当初回答のとおり。 | 5074004 | カナダ | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | （別表番号） | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400124 | 簡易保険の見直し | 5082 | 5082006 | 社団法人生命保険協会 | 11 | 簡易保険の見直し | | ・郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するため、必要な措置を講じる。<br>・本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、縮小・廃止。・仮に将来的にも簡保事業を継続することとされた場合には、官業としての特典を全廃するとともに、規模等の面も含め、民間生保との間で競争条件を完全に同一化した上で民営化。<br>・上記抜本的な改革が行われるまでは、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、簡易保険の商品種類の拡充、商品改定など更なる業務範囲の拡大を禁止する。 | | ・簡易保険は国の保証を背景に、民業の補完という本来の趣旨を逸脱して肥大化を続けており、－健全な生命保険市場の形成の阻害－効率的な金融市場の形成の阻害－国民負担の発生　といった弊害を発生させている。 | 中央省庁等改革基本法、日本郵政公社法、簡易生命保険法 | 総務省 | |
| z0400125 | 簡保と民間生命保険とのイコールフィッティングの確立、及び簡保による民間市場侵食の抑制 | 5074 | 5074004 | カナダ | 11 | 簡保と民間生命保険とのイコールフィッティングの確立、及び簡保による民間市場侵食の抑制 | | カナダは、簡保の運営が国内、国外の民間生命保険会社と同じ条件で行われるよう要請致します。<br>また、簡保が現行の形態のままこれ以上民間部門の活動を侵食しないようにするため、日本政府は簡保に対して、民間保険会社が提供できる新商品の開発をしないよう指導する必要があります。これができなければ、日本郵政公社（簡保であれ郵貯であれ）による新規金融サービスはすべて導入前に一般に公表し、意見を求め、当局がそれらの意見を十分考慮し、その上で導入するよう要請します。また、カナダは、郵貯の金融サービスに関連した報告又は法案はすべて、政府により政策決定される前に、一般に公表し、意見を求め、それらを考慮するよう要請致します。 | | 簡易保険制度（簡保）は日本の生保資産の40%のシェアを占めています。日本郵政公社の設立は、同制度の改革へ向けた具体的なステップです。しかし、これによって、民間生保には定期的な監督・検査が実施される反面、簡保はこの監督・検査の対象にならないという事実は変わりません。簡保は、保険業法、金融商品販売法、商法の適用も受けていません。さらに、簡保は金融庁の監督下にもありません。また、それ故その商品は政府により十分に保証されているため、生命保険契約者保護機構に出資することも義務づけられていません。 | | 総務省 | |

**様式１（全国）**

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令 等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要 対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要 対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400126 | 共済に対する規制の強化 民間競合会社との同一スタンダードの確立） | 該当法令等なし | 簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。 | e | － | 簡易保険のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は 規制改革要望」には該当しない。<br>なお、郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。 | － | 異なった経営主体が事業を行う際に存在する公的助成などの競争条件の格差解消についても、これを規制改革の一環と位置付け、その積極的な推進を図る必要があり、簡易保険のあり方は官製市場の見直しという規制改革の問題である。<br>日本郵政公社の簡易保険事業と生命保険会社との競争条件の同一化を図ること等は規制改革の一環と位置づけられるべきものであり、競争条件の同一化が図られない間は、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、簡易保険の商品種類の拡充、商品改定等更なる業務範囲の拡大を禁止する等の早急な対策が必要であることを踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。 | e | － | 総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第 2次答申において、株式会社の参入が原則禁止されている医療、福祉、教育、農業の 4分野など公的関与の強い事業分野を 官製市場」と呼んでいる。その意味で、簡易生命保険を含む生命保険市場は株式会社の自由な参入が認められている市場であり、強い公的関与があるわけではない。従って、簡易生命保険の在り方は 官製市場」の問題とはなりえない。<br>なお、簡易保険は、小口を対象として、全国あまねく基礎的な保障サービスを提供する事業として、生命保険契約者保護機構への拠出金等を負担していない一方で、<br>① 不採算地域における店舗配置義務<br>② 取扱コストのかかる小口に限定 加入限度額1,000万円）<br>などの制約を負っている。<br>そのように、官民それぞれの役割に応じ、政策的な観点から事業の性格に応じた制度とされているものであり、簡易保険と、民間生命保険会社はトータルとしてバランスがとれていると考えている。<br>いずれにせよ、郵政事業の民営化については、現在政府の経済財政諮問会議等において検討しているところであり、当省の見解は当初回答のとおり。 | 5072030 | 欧州委員会 EU） | 11 |
| z0400127 | 金融分野での規制 監督に関する透明性の改善 | 該当法令等なし | 郵便貯金事業は郵便貯金法等及び日本郵政公社法に基づき、また簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。 | e | － | 郵便貯金及び簡易保険の金融サービスの提供については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は 規制改革要望」には該当しない。なお本件要望に関する状況等を説明すれば、以下の通りである。<br>・郵便貯金 ・簡易保険の商品開発等は、規制の設定 ・改廃にあたるものではなく、したがってパブリック・コメント手続きの対象にならないが、簡保商品及び日本郵政公社による元金無保証型の商品の窓口販売又は元売りに関連する法律改正を国会に求める提案の作成に関し、広く一般に情報を提供することの重要性を認識するとともに、民間利害関係者に対し、要請に基づき、総務省職員と意見交換を行う機会を与えることとなっている。<br>・また郵便貯金 ・簡易保険の商品開発等を行うための法律改正は、民意を反映する国会の場での議論を得て、国民の民主的コントロールの下で決定されているものであり、透明性に欠けることはない。 | － | 異なった経営主体が事業を行う際に存在する公的助成などの競争条件の格差解消についても、これを規制改革の一環と位置付け、その積極的な推進を図る必要があり、郵便貯金 ・簡易保険のあり方は官製市場の見直しという規制改革の問題である。<br>日本郵政公社の郵便貯金事業 ・簡易保険事業と民間金融機関 ・生命保険会社との競争条件の同一化を図ること等は規制改革の一環と位置づけられるべきものであり、競争条件の同一化が図られない間は、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、郵便貯金 ・簡易保険の商品種類の拡充、商品改定等更なる業務範囲の拡大を禁止する等の早急な対策が必要であることを踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。 | e | － | 総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第 2次答申において、株式会社の参入が原則禁止されている医療、福祉、教育、農業の 4分野など公的関与の強い事業分野を 官製市場」と呼んでいる。その意味で、郵便貯金、簡易生命保険を含む金融市場は会社の自由な参入が認められている市場であり、強い公的関与があるわけではない。従って、郵便貯金、簡易生命保険の在り方は 官製市場」の問題とはなりえない。<br>なお、郵貯 ・簡保は、小口個人を対象として、全国あまねく公平に基礎的な金融サービスを提供する事業として、預金保険料等を負担していない一方で、<br>① 不採算地域における店舗配置義務<br>② 取扱コストのかかる小口個人に限定 預入限度額1,000万円）<br>などの制約を負っている。<br>そのように、官民それぞれの役割に応じ、政策的な観点から事業の性格に応じた制度とされているものであり、郵貯 ・簡保と、民間金融機関はトータルとしてバランスがとれていると考えている。<br>いずれにせよ、郵政事業の民営化については、現在政府の経済財政諮問会議等において検討しているところであり、当省の見解は当初回答通り。 | 5071066 | 米国 | 11 |
| z0400128 | 電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大 | ○建設業法第十五条第二号、第二十六条第 2項、第二十七条第一項<br>○建設業法施行令第五条の三、第二十七条の三第 1項<br>○ 建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件」 昭和 63年 6月 6日建設省告示第 1317号） | 電気通信工事における監理技術者資格は、技術士試験のうち技術部門を電気 ・電子部門又は総合技術監理部門 選択科目を電子 ・電気部門にかかるものとするものに限る。）とするものに合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督的実務経験を有する場合となっている。 | c | Ⅱ | 【国土交通省回答】<br>新たな検定種目を設けることとした場合、昭和 58年の第二次臨時行政調査会最終答申に基づき指定法人へその事務を委託することとなるが、 公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画 平成14年3月29日閣議決定）」において 公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務 ・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する」こととされており、これらの動向を踏まえると、電気通信工事に関する新たな技術検定種目を設けることは困難である。 |  | 国土交通省の回答に対し、要望主体から以下のとおり意見が提出されているが、電気通信工事における監理技術者や主任技術者の資格要件として、電気通信主任技術者試験を活用することについて国土交通省とも調整の上、回答されたい。<br>＜要望者意見＞<br>新たな検定種目の設置は難しいとの回答であるが、電気通信工事業者にとって専門的な電力業の知識を要する資格を取得することは困難であり、この点を踏まえた検討を要望する。なお、新たな検定種目を設置するのが困難な場合、その他の既存の資格試験(例えば、総務省の電気通信主任技術者試験)をもって代替する等、柔軟な措置を要請する。 | － | － | 電気通信工事における主任技術者要件の拡大については、当該制度の所管省において判断されるものと承知しているが、関係省として連携し、検討していく考えである。 | 5021084 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | （別表番号） | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他（特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400126 | 共済に対する規制の強化（民間競合会社との同一スタンダードの確立） | 5072 | 5072030 | 欧州委員会（EU） | 11 | 簡保並びに共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用 | | 簡保と共済には、免許を受けた民間保険会社に適用されるのと同じ規制制度が適用されるべきであり、新たな引き受け活動を展開するために規制上および税制上の特典を利用することを慎むべきである。 | | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2003年10月16日　駐日欧州委員会代表部）<br><br>1.5.1.金融サービス／保険部門<br><br>による。 | | 総務省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>経済産業省 | |
| z0400127 | 金融分野での規制・監督に関する透明性の改善 | 5071 | 5071066 | 米国 | 11 | 金融分野での規制・監督に関する透明性の改善① | | 金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。<br>①　特殊法人等の事業を詳細に見直し、民間との競合を回避するとの公表された目標に整合するよう、既存の競争状況に影響を与えるような、郵便金融機関（郵貯ならびに簡保）による新たな金融サービス事業案に関連するすべての報告書、商品やサービスに対する認可要求や立法措置は、導入前に、時宜にかなうようにかつ完全に公示されパブリック・コメントや検討の対象となるよう要望する。 | | | | 総務省 | |
| z0400128 | 電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大 | 5021 | 5021084 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | 電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大 | | 監理技術者の申請要件として、従来の電気・電子部門とは別個に、電気通信工事業者に対する単独の技術検定を創設・設置する。 | | 建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難である。よって、電気通信工事に必要な有資格者が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている（現実的には実務経験充足による資格取得を目指すこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である）。 | 建設業法第15条の二、第26条第2項、第27条の一<br>建設業法施行令第27条の３<br>昭和63年6月6日建設省告示第1317号 | 国土交通省 | ①建設業法における特定建設業に該当する許可を受けるにあたり、工事業者は監理技術者を配置しなければならない。<br>②その要件としては、イ. 国土交通大臣が定める技術検定又は免許の取得者、ロ. 指導監督的実務の経験者（注）、ハ. 大臣がイ.又はロ.の該当者と同等と認めた者　のいずれかに該当することとされているが、電気通信工事業者にはイ.における技術検定が単独では設置されておらず、代替として電気通信以外の内容も含む「電気・電子部門」の資格を取得することとされている。<br><br>（注）電気通信工事の発注者から直接請け負い、その請負金額が45百万円以上である工事に関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者とする。 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400129 | PFI事業における民間収益施設の流動化 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）<br>(行政財産の貸付け)<br>第十一条の二　国は、必要があると認めるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項及び第三項において同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。<br>２ 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。 | 選定事業者によって建設される一棟の建物が『PFI事業として整備される公共施設部分」と『それ以外の民間収益施設部分」から構成される場合、後者については、私権の設定が一般的に禁止されている行政財産である土地について、選定事業者に対して、その貸付けを認めている。 | b | | 【内閣府回答】<br><br>PFI法の選定事業者に対して認めている行政財産の使用又は収益の権限を第三者に譲渡することを認めるか否かについては、財務省、総務省をはじめ行政財産の管理を所掌する各省と協議の上、検討する。 | | 内閣府の左記の回答を踏まえ、平成16年度中に結論を得て実施されることの可否について改めて検討されたい。 | － | － | 現在までのところ、内閣府から協議を受けておらず、また提案に対する具体的な対応方法も示されていないことから、実施時期を含め対応の可否について言及できる状況にない。 | 5021099 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 |
| z0400129 | （上記の続き）<br><br>PFI事業における民間収益施設の流動化 | （上記の続き）<br><br>３ 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。<br>４ 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項及び第六項において同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。 | | | | | | | | | | 5021099 | 社団法人日本経済団体連合会 | 12 |

**様式１（全国）**

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400129 | PFI事業における民間収益施設の流動化 | 5021 | 5021099 | 社団法人日本経済団体連合会 | 11 | PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】 | | 選定事業者のみならず選定事業者から建物の譲渡を受けた第三者にも土地の貸付けを認めるべくPFI法11条の2を改正すべきである。 | | 民間収益施設部分の所有者の変更が、直ちに公共施設等の用途または目的を妨げるとは考えられない。運営主体を限定する等により公共施設等の用途または目的は十分に担保されると考えられ、全面的に権利処分を認めないのではなく、より規制の範囲を限定するべきである。<br>民間収益施設を流動化可能とすることにより、資金の早期回収が見込める等、事業者の選択肢が広がり、事業参画の可能性が増す。また公共側にとってもより多数の民間事業者が競争参加することにより、VFMの更なる追求が可能になる。 | PFI法11条の２ | 内閣府<br>総務省<br>財務省 | PFI法11条の2は、選定事業者が、当該選定事業に係る建物を所有した場合、行政財産たる土地を「当該選定業者」に対して貸し付けるとしている。よって、当該選定事業者が民間収益施設の所有権を第三者に譲渡した場合であっても、土地は当該選定業者に対して貸し付けられる。換言すれば、第三者は民間収益施設の所有権譲渡を受けても土地の貸付を受けられないため、事実上民間収益施設の流動化が阻害されている。 |
| z0400129 | (上記の続き)<br>PFI事業における民間収益施設の流動化 | 5021 | 5021099 | 社団法人日本経済団体連合会 | 12 | (上記の続き)<br>PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】 | | | | | | 内閣府<br>総務省<br>財務省 | |

# 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400129 | （上記の続き）<br>PFI事業における民間収益施設の流動化 | （上記の続き）<br>５ 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。<br>６ 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。 | | | | | | | | | | 5021099 | 社団法人日本経済団体連合会 | 13 |
| z0400129 | （上記の続き）<br>PFI事業における民間収益施設の流動化 | （上記の続き）<br>７ 前各項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。<br>８ 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第三項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は第四項から第六項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。 | | | | | | | | | | 5021099 | 社団法人日本経済団体連合会 | 14 |
| z0400130 | カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備 | ・刑法第185条及び第186条<br>－－－－－－－－－－－<br>刑法第185条ないし第187条 | カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。<br>－－－－－－－－－－－－－－－<br>カジノに係る行為は，刑法第23章（賭博及び富くじに関する罪）に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。 | c<br>－<br>b | －<br>－<br>Ⅰ | 【警察庁回答】<br>カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与、少年の健全な育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念される。<br>なお、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。<br>－－－－－－－－－－－<br>【法務省回答】<br>いずれかの省庁において，カジノを実現するための法律案を立案することとなれば，刑法の賭博罪との関係について，当省において，その協議に応じる用意はある。 | | 要望内容はカジノ設置のための法整備を求めるものであるが、カジノの設置を認めるための特別法を制定する場合に、①法目的として何がふさわしいと考え、②その場合、貴省の特別法制定における関与をどのように考えるか、具体的に検討され、示されたい。 | | | | 5035006 | 社団法人日本船主協会 | 11 |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | (別表番号) | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他(特記事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400129 | (上記の続き)<br>PFI事業における民間収益施設の流動化 | 5021 | 5021099 | 社団法人日本経済団体連合会 | 13 | (上記の続き)<br>PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】 | | | | | | 内閣府<br>総務省<br>財務省 | |
| z0400129 | (上記の続き)<br>PFI事業における民間収益施設の流動化 | 5021 | 5021099 | 社団法人日本経済団体連合会 | 14 | (上記の続き)<br>PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】 | | | | | | 内閣府<br>総務省<br>財務省 | |
| z0400130 | カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備 | 5035 | 5035006 | 社団法人日本船主協会 | 11 | 日本籍船でのカジノの自由化 | | 日本籍船上では現行刑法が適用されるため、公海上にあってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所用の法整備を行う。 | | 国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。 | 刑法第185条、186条 | 警察庁<br>法務省<br>↓<br>総務省<br>財務省<br>経済産業省<br>国土交通省 | |

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 該当法令 等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要 対応策） | その他 | 当室からの再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要 対応策） | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400130 | カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備 | ・刑法第185条及び第186条<br>－－－－－－－－－－－<br>刑法第185条ないし第187条 | カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。<br>－－－－－－－－－－－－－－－－<br>カジノに係る行為は，刑法第23章 賭博及び富くじに関する罪）に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。 | c<br>－<br>b | －<br>－<br>I | 【警察庁回答】<br>カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与、少年の健全な育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念される。<br>なお、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。<br>－－－－－－－－－－－<br>【法務省回答】<br>いずれかの省庁において，カジノを実現するための法律案を立案することとなれば，刑法の賭博罪との関係について，当省において，その協議に応じる用意はある。 | | 要望内容はカジノ設置のための法整備を求めるものであるが、カジノの設置を認めるための特別法を制定する場合に、①法目的として何がふさわしいと考え、②その場合、貴省の特別法制定における関与をどのように考えるか、具体的に検討され、示されたい。 | c | － | 1 カジノの設置を特別立法により認める場合には、刑法の違法性阻却のための積極的な意義付けが必要。<br>2 地方公共団体が設置者となる場合には、カジノの法目的が住民の福祉の増進という地方公共団体の存立目的に合致したものとなることが必要。また、民間で設置する場合においても、カジノの設置が地域住民の福祉の向上や地域振興に結びつくものとなることが必要。<br>3 また、カジノの実施と密接に関連する周辺の治安対策や観光振興、交通対策による地域づくり等は地方公共団体が担う事務であり、この観点からも地方財政に資するということが必要。<br>なお、現在、賭博罪の特例として行われている各種の公営競技については、その関連産業の振興や公益の増進を目的とする事業の振興のほか、地方財政の健全化、改善等を目的としているところ。<br>4 特別法制定の検討がなされる場合には、総務省としては、地方公共団体の能率的な行政の確保及び健全な発展の観点から、議論に参加することとなるものと思料。 | 5123002 | 社会福祉法人鞍手会 | 11 |
| z0400130 | カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備 | ・刑法第185条及び第186条<br>－－－－－－－－－－－<br>刑法第185条ないし第187条 | カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。<br>－－－－－－－－－－－－－－－－<br>カジノに係る行為は，刑法第23章 賭博及び富くじに関する罪）に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。 | c<br>－<br>b | －<br>－<br>I | 【警察庁回答】<br>カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与、少年の健全な育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念される。<br>なお、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。<br>－－－－－－－－－－－<br>【法務省回答】<br>いずれかの省庁において，カジノを実現するための法律案を立案することとなれば，刑法の賭博罪との関係について，当省において，その協議に応じる用意はある。 | | 要望内容はカジノ設置のための法整備を求めるものであるが、カジノの設置を認めるための特別法を制定する場合に、①法目的として何がふさわしいと考え、②その場合、貴省の特別法制定における関与をどのように考えるか、具体的に検討され、示されたい。 | c | － | 1 カジノの設置を特別立法により認める場合には、刑法の違法性阻却のための積極的な意義付けが必要。<br>2 地方公共団体が設置者となる場合には、カジノの法目的が住民の福祉の増進という地方公共団体の存立目的に合致したものとなることが必要。また、民間で設置する場合においても、カジノの設置が地域住民の福祉の向上や地域振興に結びつくものとなることが必要。<br>3 また、カジノの実施と密接に関連する周辺の治安対策や観光振興、交通対策による地域づくり等は地方公共団体が担う事務であり、この観点からも地方財政に資するということが必要。<br>なお、現在、賭博罪の特例として行われている各種の公営競技については、その関連産業の振興や公益の増進を目的とする事業の振興のほか、地方財政の健全化、改善等を目的としているところ。<br>4 特別法制定の検討がなされる場合には、総務省としては、地方公共団体の能率的な行政の確保及び健全な発展の観点から、議論に参加することとなるものと思料。 | 5145015 | 東京都 | 11 |
| z0410001 | 特区における5GHz帯無線アクセスシステムの利用促進の全国展開 | | | － | － | 2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。 | | 規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。 | － | － | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブの協議については、2003年10月24日に日米政府の要望書が交換され、本項目を含むII部分については同年11月10･11日に第一回II作業部会において意見交換を行い、相互に認識の確認を行った。日米間の協議の具体的内容は非公開としているが、各要望について日米政府間でさらに数度の対話を経た後、5月頃日米首脳に報告される年次報告に現状や措置を詳しく記述し、公表する。この報告書の参照を求めることが、日本政府の立場を首尾一貫した形で関係者に分かりやすく伝えることになることをご理解いただきたい。 | 5071009 | 米国 | 11 |

様式１（全国）

## 全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

| 管理コード | 項目 | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体名 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項（事項名） | （別表番号） | 具体的規制改革要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁 | その他（特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| z0400130 | カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備 | 5123 | 5123002 | 社会福祉法人鞍手会 | 11 | カジノ・ハウス特別法の早期設置（刑法賭博罪）の規制 | | カジノは日本では認められていないが、世界の多くの国で設置されており、国際的には一般的なゲーシング産業として経済波及効果や雇用創出効果が期待できるものである。<br>現在カジノは賭博罪にあたる為、特別立法の必要性がある | 鞍手町内国有林（98林班）の1k㎡内に複合施設として民設民営で運営する。<br>外国人と入場許可証を持った日本人を対象とし、地元一般人は入場禁止とする。<br>日本の城下町イメージの空間作りで観光産業として、社会福祉に特化した町づくりの可能性を見出す | 社会的弱者の福祉を充実させる財源は、社会的強者と言われる者の、カジノでの経済活動における収入の一部を充てる事を義務付ける。<br>雇用創出や町づくりのシンボルとなり経済効果がある | 刑法（賭博罪）、森林法第三章 | 警察庁<br>法務省<br>↓<br>総務省<br>財務省<br>経済産業省<br>国土交通省 | 鞍手町国有林内に複合施設として建設することで、私有林を必要とする場合は、代替用地として国有林を払い下げ、交換用地として利用する場合がある。<br><br>添付資料 第四号<br>4-12<br>第七号 構造改革活動レポート」<br>第八号 社会福祉法人鞍手会理事評議委員会 議事録内容」参照 |
| z0400130 | カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備 | 5145 | 5145015 | 東京都 | 11 | カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備 | | カジノを実現するために、所管官庁を決め、必要な特別法の制定などの法整備を行うこと。 | カジノ開設 | ・カジノは、有力な観光資源でもあり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大いに期待できる。<br>・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており、実施することができない。 | 刑法第１８５条～１８７条（賭博および富くじに関する罪） | 警察庁<br>法務省<br>↓<br>総務省<br>財務省<br>経済産業省<br>国土交通省 | |
| z0410001 | 特区における５GHz帯無線アクセスシステムの利用促進の全国展開 | 5071 | 5071009 | 米国 | 11 | 特区おける５GHz帯無線アクセスシステムの利用促進の全国展開 | 405<br>406 | 米国は、２００３年６月のＷＲＣ合意と一貫する形で、日本が特区において５GHz帯における無線アクセスシステムの利用を促進する経験及び、そのようなシステムの全国的拡大計画を報告することを提案する。 | | 「e－ JapanⅡ」において日本は電波認証（RFID）やワイヤレスLANなどの台頭しつつある無線技術が「ユビキタスネットワーク社会」においてそれぞれが特別な役割を担っているであろうことを認識している。日米電気通信作業部会は両国の経験について見解を交換し、台頭しつつある先進無線技術の拡大と利用へ貢献する市場ベースのアプローチを認定し、両国の規制過程の相互理解を促進できる時機を得た機会を提供する。 | | 総務省 | |